

唯物史観労働法学の成熟と終局

——1960年代中頃から1980年代初めの沼田稲次郎——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の課題と対象期間
- 二 西ドイツ留学と帰国間もないころ
- 三 権利闘争論の唱道とその規範的正当化の試み
 - 1 権利闘争とは何か——『現代の権利闘争』（1966）
 - 2 権利闘争の規範的正当化の試み——『労働基本権論』（1969）第一章乃至第五章
- 四 官公労働組合のスト権奪還闘争の展開——権利闘争論の理想と現実
 - 1 『労働基本権論』（1969）第六・第七両章に見る 1960年代後半における権利闘争論
 - 2 スト権奪還闘争とその挫折——『労働基本権裁判批判』（1974）と『人権と団結』（1974）第二章
- 五 1970年代初めの現状認識と軌道修正の試み——『団結権思想の研究』（1972）第三章、『人権と団結』（1974）第一章、そして『労働運動の権利』（1972）
 - 1 団結権論の軌道修正——『団結権思想の研究』（1972）第三章と『人権と団結』（1974）第一章第一節
 - 2 労働者個人に着目した団結権論——『労働運動の権利』（1972）
- 六 生存権論から「人間の尊厳」論への転生——唯物史観労働法学の終局
 - 1 唯物史観労働法学の終局——『労働法事典』（1979）総論と『労働法入門』（1980）
 - 2 『人権と団結』（1974）第三章に見る「人間の尊厳」理解の推移
 - 3 「戦後労働法学」第二世代の反応——「人間の尊厳」論は、どう受け止めら

れたのか

- 4 沼田理論のなかで変わらなかったもの——「戦争被害者集団」論
七 結び——沼田の逝去と「戦後労働法学の見直し」論

一 はじめに——本稿の課題と対象期間

本稿では、前稿「唯物史観労働法学の展開——1950年代から60年代初めの沼田稲次郎」獨協法学121号(2023)に引き続き、唯物史観労働法学とも称される沼田(1914~1992)の労働法理論の展開の軌跡を追跡する。靱井常喜(1931~2019)は前稿でも引用したように、沼田がその旧労組法の体系的な理解を著わした『日本労働法論』上・中両巻(日本科学社・1948)を刊行してから生前、その「はしがき」で「労働法関係の書きおろしの著書としては最後のものとなるだろう」と、自らのべていた『労働法入門』(青林書院新社・1980)にいたる32年間の労働法学に係わる学究生活——私は、『日本労働法論』に先立つ『生産管理論』(1946)から数えるべきだと思う——について、5つの時期に区分している。それは①敗戦直後、②1950年代前半、③50年代後半から60年代前半、④60年代後半から70年代前半、そして⑤70年代後半というものである¹⁾。これに対し沼田本人は晩年、自らの「思想遍歴」を「大まかに」、第一に生存権思

1) 靱井「古典を読む(日本編)」／沼田稲次郎『日本労働法論』『労働法入門』日本労働研究雑誌454号(1998)16頁。なお靱井「戦後労働法学の軌跡」法の科学7号(1977)51頁以下、とくに52-57頁は戦後労働法学の軌跡として、第一期「労働基本権保障法制の展開と戦後労働法学の出発」、第二期「労働法の権力的再編と労働法学の抵抗」、第三期「総評の戦闘化とプロ・レーバー的労働法学の展開」、第四期「労働基本権回復闘争への自覚的とりくみと官公労働法論の展開」、第五期「産業再編・合理化との闘いと抵抗の法理の提供」、第六期「高度経済成長政策の矛盾の顕在化、労働戦線再編の試みとあらたな理論課題への対応」および第七期「低成長期における権利闘争・スト権ストと労働法学の対応」の七つの時期に分けている。沼田の理論展開を追った「古典を読む」稿のそれとくらべると、微妙に時期区分が異なるものとなっているように思われる。さらに蛇足を付せば、靱井は同〔編〕『戦後労働法学説史』(労働旬報社・1996)の「序章」11-94頁でも、同様の作業を行なっている。

想とそれに基づく労働基本権を重視した時代(昭和20年代)、第二に1960(昭和35)年の日米安保条約改定後の高度経済成長のなか、「生存権=社会保障闘争」の考察に進む時期(昭和30年代)、そして第三に「人間の尊厳の理念の理論的・実践的意義を強調するにいたる」時期(昭和40年代中葉以降)であると、昭和元号をもって示した²⁾。本稿の考察対象の範囲は、梶井の時期区分と対比すれば、大よそ④と⑤に重なる。また沼田自身のいう「思想遍歴」と関連させれば、第三期の時代にはほぼ相当するのかもしれない。それは具体的には、1年間のドイツを中心とした欧州留学から帰国した1963(昭和38)年(49歳)の夏から上記の『労働法入門』(1980)とともに、その前年に発表した『労働法事典』(労働旬報社・1979)の巻頭「労働法の基礎理論」において本格的に「生存権から人間の尊厳論」を提唱したと一般に解されている時期(60歳代半ば)までということになろう。本稿でも従来の方式を踏襲して、沼田の膨大な業績をすべて取り上げることは私の能力をはるかに超えることから、書籍化されたものを中心に、その理論的な推移の跡をたどってみたいと思う。

二 西ドイツ留学と帰国間もないころ

(旧西)ドイツを中心とした欧州滞在は沼田にとって、新たな研究に従事すべき留学というよりは、いわば知的物見遊山とでもいべきものであった。しかし本人は出発にあたり、「旅立つに際して思うことども」として、つぎのような意気込みを語っていた(「日記」1962〔昭和37〕年5月5日)³⁾。

2) 沼田『著作集』第7巻労働権保障法論(労働旬報社・1976)〔著者解題〕423頁。片岡昇による沼田追悼文である「「生存権と人間の尊厳——沼田稲次郎博士の労働法理論」法の科学27号(1998)／のちに同『労働法理論の継承と発展』(有斐閣・2001)94頁以下は、上に引用した沼田の時期区分にしたがって、その意義をのべている。そして沼田の生存権と従属労働論に基づく労働法学から「人間の尊厳」論への展開を、肯定的に捉える深谷信夫「沼田稲次郎先生の労働法学：『労働法入門』における理論転換をめぐる」上・法律時報69巻8号(1997)49頁も、同じく沼田・同前所〔著者解題〕の時期区分を引用している。

3) 沼田「ドイツ留学」沼田文子〔編〕『人間まんだら 沼田稲次郎拾遺』(旬報社・

「今度の渡航そのものは、私には人生二度目の勝負のように思われる。最初の〔従軍した中国大陸での〕戦争から〔敗〕戦後の一時期の勝負とは様相を異にするが、やはり全エネルギーを傾けつくすべきときであろう。戦後十七年間の自己を越える時機というべきか。／齡五十に近くして〔当時沼田は49歳〕洋行するという事は、いくらか疲れるかもしれない。しかし考えてみればよい年齢でもあろう。もし十年はやければ、恐らく勉強は多くするかもしれないが、飛躍はありえまい。……人生最後の曲角にさしかかっているという意識はともかく強い。この機会を逃がすならば再び転回する機会はないかもしれない」。

沼田が乗船した貨客船シュワーブシュタインSchwabestein号は6月17日、横浜港を出港し、ようやく1か月半後の8月2日夕方のハンブルグに着岸した。沼田は翌々日(4日)、留学先であるケルンに到着したが、同月7日空路北欧への旅行——コペンハーゲン(デンマーク)では社会保障施設巡りの遊覧バスに乗車し、オスロ(ノルウェー)では、ノルウェー〔労働?〕総同盟会長を訪問——に出かけ、同月15日ケルンにもどった⁴⁾。そして20日に「地理的には少し遠い——ケルンから十八キロ南、ボンとの中間——ブリュールBrühl市の郊外、バードルフBadolf」に下宿を決めた⁵⁾。

1999〔非公刊〕187-188頁(同書は、沼田“三回忌”を念頭に制作された〔同書「あとがき」415頁〕。沼田は留学時の旅程や自らの生活の様子を日記に残し、それは同前書187-229頁に収録されている。ただし同書掲載の日記の日付は、とぎれとぎれの断続的なものである。沼田『行人有情』(勁草書房・1979)290頁には、「毎日日誌を書いた」と記されているので、『人間まんだら』では、編者が抜粋して掲載したのであろうか。そのほか、沼田は在独時や帰国後、のちに引用する・留学に関わる、いくつかエッセイを発表している。なお引用文中の亀甲カッコ内の記述は、引用者が補足したものである(以下、同じ)。

- 4) 沼田『労働法の基礎理論：運動のなかの労働法』1(労働旬報社・1963)「鈴葉良への手紙—第四章のために—(ライン・ランドの宿^{ママ}より)」118頁、119頁。
- 5) そこは化学労組の組合員(熟練塗装工)で、ケルン西南にある化学工場経営委員会委員Betriebsratを務めるアルティンガーArtinger氏とその妻が暮らす家で、沼田が8か月間居住した2階の・南側にベランダのある部屋からはバードルフの家並や教会の尖塔が見え、朝な夕な鐘の音が聞こえた(同前書118-119頁、沼

沼田は「小さな村だが、レストランも三、四軒ある。清浄な空気、果樹林、畑、沼沢、小鳥も多く来ている。杏、桃、梨、りんご、ぶどう、木苺がいたるところに垣をこえて実っているのもよい」として気に入り、電話や会議も、講義・講演もしない、スイス（国境）にさほど遠くないドイツの田園暮らしを楽しみ——家主夫婦は日曜日には、沼田を自動車でアイフェル山稜の古い町や展望台に連れて行ってくれた——ながら、時どき近隣の諸国や土地どちを訪ねた。残された日記やエッセイから、その足跡をたどってみよう（航海途上は省略。注記のないのは滞独「日記」によるものである）。

10月14日～20日 《アルペンの秋》（スイス旅行）

ケレンからライン河を遡り、ジュネーブにいたり、同地に滞在していた佐藤進（1925～2009、当時・金沢大学法文学部助教授）の案内で、ILO本部を訪問⁶⁾

24日 フォルクスワーゲンの工場見学、そのあと、東ドイツとの国境に向かう

11月3日 《ラインの秋》

21日 バードルフ初雪（吹雪）。アルティンガー夫妻と〔近所の〕林へ散歩

1月元旦 日本大使館公邸新年祝賀行事へ参加

25日 カッセルへ行き、「ニッパード教授の最後の法廷〔を〕傍聴」
中旬 「ライン〔河〕に沿って、南独〔フランクフルト、フライブルク、

田*「国境の村にて」法律時報35巻9号〔1963〕／同・前掲『行人有情』292-293頁。論稿表題前に*を付したものは、沼田・後掲「著作目録」に記載のないものである。

- 6) 沼田「労働運動とILO——スイスの旅に思う」月刊全電通3巻8号（同）／同前書295頁。沼田は10月15日、ジュネーブを来訪し、当時同地に滞在し、ILO研究に従事していた佐藤に迎えられ、同人と「社会保障〔法〕談義」をしたり、複数のILO（日本人？）職員を紹介され、懇談した（佐藤「日本社会保障法学会と沼田先生」賃金と社会保障1206号〔1997〕28頁／同『続ペダルを踏んで80年—傘賀を迎えて』〔信山社・2005〈非公刊〉〕・30-31頁）。同前所は、沼田の社会保障法への関心は「このときから本格化したのではないか」としている。

- ミュンヘン] に雪を見、数人の〔ドイツ人〕労働法学者を訪ねる」⁷⁾
- 2月20日 ダッハウ（ミュンヘン北西12キロ）ユダヤ人強制収容所跡に行く
- 3月2日 ボンの日本大使館の碁会にでかける 《南欧の早春》
- 10日～25日 「バッサウ、ウィーン（11日）、ベルギー、フライブルク、フィレンツェ（16日）、ローマ（19日）、ポンペイ（21日）、ミラノ、ストラスブルク、トリール、ルクセンブルグ、コブレンツの旅」
- 4月21日 日本大使館に碁盤一組寄贈
- 5月1日 ベルリン「西独のメーデーは全く退屈至極だか、ベルリンだけは見るに値するらしい」として、同地でのメーデーを見学
- 5月7日 「ブリュールの下宿との別れ」
- 9日 ドイツを離れる（帰国に向けた旅路の出発）
- 21日 イギリス：地下鉄でハイ・ゲート（ロンドン）のマルクスの墓に詣でようとしたが、発見できずに終わった。
- 6月9日 アメリカ：ロス・アンジェルス総領事として赴任中の四高時代の友人を訪問
- 13日 同前：サン・フランシスコ着
- 14日 同前：ホノルル（ハワイ）に移動
- 16日 〔現地時間・午後？〕 3時20分JAL機出発

沼田はサン・フランシスコで、つぎのように書いている⁸⁾。それは出国前の意気込みとは、いささか趣の異なる感慨であった。

「そこに進歩があったか、後退が生まれたか、それはどうでもよい。一年間自己に即して自己とともに暮したということが一つの意味がある事実であらう。専門の学問領域において何ら見るべき研究をしなかったが、何か

7) 沼田*「独逸留学徒然草」法学セミナー96号（1964）／沼田・前掲『行人有情』313-317頁によれば、ドイツ人研究者の許を訪ねただけでなく、当時各地に滞在していた日本人法学者とも会い、食事をともにしたり、囲碁を打ったりした。

8) 沼田文子〔編〕前掲書228頁。

はしていたのであり、何かは考えていたわけである。／軍隊の生活とはちがって絶望が基調ではなかった。さりとて希望というものがあつたわけではない。戦後形成してきた自己と自己とをとりまく社会からの逃避というべきか。しかし逃避は必ずしも嫌悪ではなかった。絶縁でもなかった。これからの自己を探索するための逃避だったようだ」。

そして沼田は1963(昭和38)年6月17日、前年にドイツ船にて横浜を出航してからちょうど1年後の同じ日に、往路とは異なり、飛行機にて羽田空港に降り立った。戦前ヨーロッパに赴いた、法学徒らを含む、多くの研究者と同じく、帰路はヨーロッパからアメリカを経由したものであった⁹⁾。沼田は帰国直前の最後に、留学「後半には、東京が追っかけて来た。しかも私の方でも逃避しきれなかった」¹⁰⁾と日記に記していた。「東京」とは、勤務先の都立大に係わる用件も含まれたであろうが、それ以外の当時日本の労働組合にとって重要な課題であったILO闘争や社会運動に係わるものや原稿・講演依頼等のことなのでなかろうか。そのような発言を裏付けるように、沼田は滞独中も、論稿やドイツでの生活の様子を記したエッセイを発表していた¹¹⁾。

沼田が滞独中、日本では、労働法学の方法をめぐる活発な論争が始まり、60年代半ばすぎまで継続した。それは渡辺洋三(1921～2006、民法・法社会学)が「戦後労働法学」に対し、つぎのように批判したことを契機としたものであった。まず、わが国戦後の労働法学には「実用法学のなかの一方法としての社会的法解釈学に属するもの」はあっても、それと区別される、法現象の科学的認識を目的とする「固有の法社会学に属する学問」はないのではないか。つぎに実用法学として「団結の必然性」が議論の基礎となるとしても、法社会学で

9) 沼田の場合、途中、ハワイに立ち寄り、海水浴を楽しんだが、その後は、一度も泳ぐことはなかったとのべている(沼田・前掲『行人有情』290頁)。

10) 同前書129頁。

11) 沼田がヨーロッパに滞在しているときに、日本国内で活字化された同人の諸論稿については、沼田「著作目録——わが口舌硯の軌跡」<http://e-kyoodo.sakura.ne.jp/numata/tyosakurokumoku.html>中の1962(昭和37)・63(昭和38)両年の欄(9頁)を参照。それらをみれば、沼田が日本にいたときと同じように、多くの論稿が活字化されていることがわかる。

は組合「分裂の必然性」を問題とすべきである。そして労働法学が市民法の修正原理としての生存権を強調するけれども、資本主義社会では労働法は商品交換法として財産法の範疇に属すると理解すべきである——というものであった¹²⁾。これに対し労働法学からの反論がなされ、そのような作業を通じて労働法学における方法論の深化もみられた¹³⁾。渡辺の主張は認識＝法社会学と実践＝法解釈とを峻別するという思考方法に基づくものであった。それらのなかで主要な批判対象とされたのは誰か、名指しはされてはいなかった。けれども法解釈とは「形成的実践」でなければならないとする沼田が念頭におかれていた¹⁴⁾。帰国して間もない当時、沼田自身がこれに直接応接することはなかった¹⁵⁾。帰国の翌年(1964〔昭和39〕年)、沼田は3月『団結権の生命』(労働旬

12) それは当初、沼田の出国直前に出版された(奥付は6月15日)、野村平爾教授還暦記念論文集『団結活動の法理』(日本評論社・1962)収録の「法社会学と労働法」479頁以下および「法社会学と労働法学」法律時報34巻9号(同)によって示された。いずれも後年、渡辺・法社会学研究7『法社会学の課題』(東京大学出版会・1974)Ⅲ「法社会学と労働法学」131頁以下に収録された。西谷敏「労働法・法社会学論争の教えるもの」渡辺洋三先生追悼論集『日本社会と法社会学』(日本評論社・2009)703-721頁が、当時渡辺が主張した議論の今日的な意義について検討している。私にとって、同稿から教示されることも多く、とても有益であった。

13) 坂本重雄「日本労働法学の展開と軌跡／〔戦後第五期〕高度成長期における労働法学」沼田稲次郎先生還暦記念・上巻『現代法と労働法学の課題』(総合労働研究所・1974)763-767頁。「戦後労働法学」の側から渡辺を批判・反論した具体的発言・文献は、同前稿766-767頁(注)3に引用されているが、とくに片岡昇『現代労働法の理論』(日本評論社・1967)は、多くの者により、これに関わる画期的な業績と評価されている。なお渡辺「労働法の基本問題」社会科学18巻1号(1966)／同・前掲『法社会学の課題』154-179頁は、渡辺が労働法学の側から寄せられた批判に応えたものである。

14) 梶井・後掲『「戦後労働法学」とその見直しの視点」2(1998)11頁。

15) 沼田は同「日本におけるマルキシズム法学の課題」法律時報37巻5号(1965)／同『増補・法と国家の死滅』(法律文化社・1971)収録のなかで、渡辺からの批判に対し、簡単なコメント——それが「仲間に対する建設的な忠告」であったかもしれないが、プロ・レーバ労働法学の関心は実用法学のみに向いていたものではない——をしている(165-167頁)。坂本・同前所(〔注〕3)によれば、沼田・後掲『現代の権利闘争』(1966)および同『労働基本権論』(1969)の両書について、

報社)¹⁶⁾、9月『労働組合活動と法律』(労働経済社)そして11月『就業規則論』(東洋経済新報社)¹⁷⁾を刊行した。前二者は、いずれも啓蒙的色彩の濃いものであった。『団結権の生命』は小さな論文集¹⁸⁾であり、『労働組合活動と法律』は新書サイズ(本文133頁)の文字通りの小著¹⁹⁾であった。なおこれらの著書を相次いで刊行する一方、沼田は同年の8月から9月にかけて香港経由で中国に赴き、1か月ほど滞在した。それは北京で開催された「四大州四十四ヵ国から参集した自然科学および社会科学の各領域にわたる科学者のシンポジウム」(8月20日—31日)——ただし法律専門家が参加したのは、日本のほかは、中国とインドネシアだけであった——に出席したことによるものであった。中国は沼田にとって、戦時中の出征地であったが、幼少時から父親に漢詩を習い、その歴史を学び、教養の素地を与えられた国であったことから「親しみ深い国」

これらが渡辺からの批判をも念頭におきながら、権利闘争と労働法イデオロギーの歴史的分析を通して、同人の「実践的形成的認識」の方法を具体的に示すものであったとしている。

- 16) 同書の書評として、横井芳弘「団結のモラルについて労働者の仲間とともに考える〔書名略〕」季刊労働法52号(1964)106-107頁があるが、同前所は本書に一貫して流れるものは、「団結を支え、その根源となる労働者仲間の道義の探究であり、労働基本権をめぐる法理との規範論理的な関連性の究明である」とのべている。
- 17) 同書の書評としては、窪田隼人「就業規則の法社会的解明〔書名略〕」季刊労働法55号(1965)134-137頁がある。
- 18) 前者は、第一部「権利意識と労働法——戦後日本の労働運動と法理の磁場の変動(書下ろしで、本書全体の半分弱の頁数を数えるもの)／第二部「団結権保障の本義について——国労幹旋案・機労判決にふれて」労働法律旬報291・2号(1957)／第三部「職場闘争と法の精神——「樹海の嵐」批判」ぜんりんや12号(1960)／第四部「スト権奪還闘争の意義とその条件」ぜんりんや15号(1961)という構成である。
- 19) 同書(本文133頁、付録資料を含め全文146頁)は編集者の「なるべく簡単に100頁以下位に、……なるべくやさしい表現でという」要望を受けて、口述筆記録に加除訂正を加えてなった集团的労使関係法に関する解釈論をのべたものである(同書「はじめに」)。その目次は、総説／第一章 憲法二八条と労働法の骨格／第二章 団結する権利の保障について／第三章 不当労働行為制度／第四章 団体交渉権の保障——不当労働行為その二／第五章 争議権の保障／むすび／附・資料となっている。

であった²⁰⁾。同シンポジウムが終了したあと、沼田は同行者20名とともに「江南の旅を望んで、南京にとび無錫にとび……蘇州に入」という旅路をたどった²¹⁾。『就業規則論』は、前稿で言及した²²⁾ように、実質的には50年代後半に就業規則に関する労働者の意識調査と、法解釈論的課題に関し発表した論稿をまとめた論文集であった。

以下本稿では、1960年代半ばから80年代初頭にいたる、沼田の労働法学の展開を具体的に検討する。なお関連してここで、確認しておきたいことがある。それは、沼田が留学から帰国して以降、実定法解釈について発言する機会が少なくなっていたことである。すなわち沼田は、労働法の概説書（『労働法要説』〔法律文化社・1967〕、同改訂版〔1971〕）のほかに、1970（昭和45）年に公開した「労働法実務大系」と名付けられたシリーズの一部をなす『労働協約の締結と運用』（総合労働研究所）や、『労働運動の権利』（法律文化社。1972）の

20) 沼田・前掲『行人有情』291頁。

21) その旅行記が「鈴葉朗〔すずは・あきら? / レイバー・ロー〕宛書簡という形式をとった「北京シンポジウムにみる権利意識——法律科学・法律家の任務を中心に」労働法律旬報540号（1964）／沼田・同前『行人有情』321-344頁再録である。当時中国は、すでに国際共産主義運動のあり方をめぐるソ連とのあいだの中ソ論争（1960年以降）の渦中にあったが、文化大革命（1966-76年）——詳しくは、嚴家祺・高皋／辻康吾〔監訳〕『文化大革命十年史』上・下（岩波書店・1996）等を参照——はいまだ始まっていなかった。またそれは、アジア最大の党員数を誇るといわれたインドネシア共産党PKI, Partai Komunis Indonesiaを支持する左派系軍人らによるクー・デタ（9・30事件）がなされる1年前であった。同クー・デタが失敗したあと、翌65年にはスハルト Haji Muhammad Soeharto（開発独裁政権として、1967-1998年・大統領在任）らが指揮した軍隊による弾圧によって、同党は非合法化され（3・11政変）、国軍とイスラム系住民らにより同党々員やシンパ、さらには華僑・華人ら——中国共産党を支持・共感を寄せていたとの疑念・憶測のもとに——を含む200万人もの人びとが虐殺される事態となった。詳しくは、倉沢愛子『9・30世界を震撼させた日——インドネシア政変の真相と波紋』（岩波書店・2014）および同『インドネシア大虐殺：二つのクーデターと史上最大級の惨劇』（中公新書・2020）を参照。

22) 拙稿・前掲「唯物史観労働法学の展開」獨協法学121号（2023）44（363）-48（359）頁および60（347）-64（343）頁参照。

該当箇所(政治スト論)で、実定労働法に関わる自らの理解をのべている。しかしこれら以外に、沼田が法解釈論について発言してはいない。これは、従前とは異なる、60年代半ば以降の沼田の特徴であるように思われる。この間、沼田が頻繁かつ積極的に発言したのは、何か。それは権利闘争論と、これに関連した官公労働者の労働基本権問題をめぐる法のイデオロギー批判であった。

三 権利闘争論の唱道とその規範的正当化の試み

西ドイツ(当時)留学から帰国した当初およびその後さほど時間が経過していなかったころ、沼田を取り巻く学内外の状況は大きく動いていた。1965(昭和40)年4月(翌月51歳となった)、沼田は東京都立大学法経学部長に就任した。当時、同大学のなかでは「阿部復職」問題をめぐって揺れていた²³⁾。さらに翌1966(昭和41)年4月(翌月52歳)には、同前学部の法・経両学部への分割にともない、沼田が初代法学部長に就いた(～69年3月)。そのような学内の役職に就く一方、沼田は学外では帰国(63年)直後から同人が「労働法に巻き込まれてしまう」と表現した状況のなかにあった。すなわち、沼田は当時ILO 87号条約批准闘争として顕在化した官公労働組合による労働基本権の回復実現に向けた権利闘争について、積極的な発言を行なうようになった²⁴⁾。1966(昭

23) それはつぎのような問題であった。すなわち1953(昭和28)年秋、中国残留邦人引揚船が舞鶴港に到着した際に政府側のスパイと疑われた一女性を、日本平和連絡会代表でもあった阿部行蔵(1908～1981・人文学部教授・社会思想史)が別室に連行して事情聴取したことが監禁罪(刑法220条)に問われた。64(昭和39)年12月最高裁で同人の有罪が確定し、欠格失職(地方公務員法28条4項、16条1号)となったが、執行猶予期間1年経過したときに、教授会が同人の復職を東京都に申請した。もしも都知事(東龍太郎[1959～67都知事在任])が拒否したときは、戦前の滝川事件(1933〔昭和8年〕)の際に京都帝大法学部教授会が行なったように、都立大でも総辞職して抗議すべきだとの意見もあったことから、沼田も辞表提出の可能性も一時は考慮したようだ。ただし阿部の教授任命が承認された(1967〔昭和42〕年4月1日復職)ことから、沼田を含む同大学の教員が辞表提出をすることもなかった(以上、沼田『私の大学観』[勁草書房・1981] 37～38頁)。

24) 沼田『私の法律学』はどのように生成したか』法学セミナー267号(1977)／

和41)年3月、沼田は60年代の主要業績の一つである著書を上梓した。それはドイツ遊学に旅立つ直前に刊行された著書(『運動のなかの労働法』)と同じ版型かつ類似の装丁がなされた『現代の権利闘争』(労働旬報社・1966)である。

1 権利闘争とは何か——『現代の権利闘争』(1966)

(1) 「権利闘争」とは何か

1960年代中頃、沼田は権利闘争を労働法学上いかに理論化すべきかが大きな課題であると意識していた。沼田は後年、当時権利闘争を労基法や労働契約、労働協約上の権利に関する法解釈と捉えたり、ILO闘争に限定して理解する「矮小化」に抗して、労働運動のイデオロギー的、規範的正当性の構造を明らかにすることが不可欠との問題関心を抱いていたと、説明している²⁵⁾。

「権利闘争」とは何か。それは労働者の団結権や団体行動権を擁護し、労働組合がその機能を拡大するために組合員に呼びかけ、組合が実行する具体的な行動全般を指す呼称であった。それは事実上、1957(昭和32)年の国労・機関車労組(のちの動力車労組)および翌年の全通による団交再開闘争に対する当局の大量処分に対する抗議の一環として始まったILO87号条約批准闘争であり、それと結びついた労働基本権奪還闘争を契機とするものであった²⁶⁾。こうした総評(日本労働組合総評議会)を中心とした労働運動に対し、労働法学として応えんとしたのが『現代の権利闘争』であった。ただし同書をもって「権利闘争」の法的意義を理解することは、私には困難であった(その記述は、冗長で分かりにくいと感じた)。むしろ私には2年前、労働法律旬報誌500号刊行を記念して催された講演会の速記録をまとめた『権利闘争の課題』(労働旬報社・

同『民主主義法学と学者像』(法律文化社・1982)217頁は、羽田空港に出迎えに来た編集者からILO条約批准に向けた具体的政治動向(当局により解雇された者を含む組合との交渉には応じないとの対応の法的根拠とされた公労法4条に関する倉石修正案)を聞かされ、帰国早々にそれについて論稿を書かざるをえなくなったとのべている。

25) 沼田・同前書217-220頁。

26) 当時の社会情勢と労働運動の有り様については、大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後Ⅱ(筑摩書房・1973)281頁以下を参照。

1964) に収録された「労働運動と権利闘争」の方が明快であるように思える。そこでまず、同稿に言及しておきたい。沼田は権利闘争における「権利」の意義として、つぎの4点をあげている(同前稿41-43頁)。それは(1)まず「権利」という文言を広く捉えて、「だれからも侵害されない不可侵の利益として法認されているかぎり権利だといってよい」。(2)それは実定法上の権利の防衛と、その新たな「獲得だけでなく、利益の拡大も含んで」いる。(3)権利闘争は法律に規定されたものだけではなく、たとえば労働協約に書かれているのも「やはり権利である」。そして(4)労使関係論などで「権利紛争」と「利益紛争」が区別されるが、後者の場合にも、権利性がある。そして「権利斗争の根源は、労働者が自分の利益を資本及び国家に対する権利性、別のことばでいえば正当性の問題として、権利を考へること、自分たちがこう主張することは正義にかなうのだという主張の仕方をする」点に、「一番深い根がある」(43頁)とのべている。

(2) 『現代の権利闘争』に示された沼田の課題意識

沼田は本書「序言」のなかで自身が同書をいかに位置付けるのかのべている。それによれば、一方では既刊の『法と政治との背離』(1951)、『団結権擁護論』(1952)および『悪法と労働基本権』(1954)をあげ、沼田のいう「悪法批判」を課題としてまとめた著書のなかで感じていた(1)労働者・労働組合の「権利感情の高揚」に係わるものであるとしている²⁷⁾。その一方で同書は、『団結の研究』(1955)、『運動のなかの労働法』(1962)、『団結権の生命』(1964)そして『労働争議法の特殊問題』(1965)という一連の著書のなかに流れる(2)労働者陣営の規範的形成——実定労働法の解釈という意味ではなかるう——という課題に関係するものであるとして、つぎのようにのべている(4頁)。

「私は権利闘争というものが、そもそも労働者の権利感情ないし権利意識に支えられる闘争であるかぎり、階級的陣営のモラルの自覚的形成と、資本制社会における階級闘争の必然性を認識し〔、〕その闘争の正当性の意

27) ただし私には、『団結権擁護論』を他の2冊と同列に扱うことには、違和感がある。

識を広め且つ深めるといふ陣営内部の実践的努力とそれは不可分の闘争であり、相互規定的に発展するものだと考えている。権利闘争は、労働法の規範的意味に働きかけまた自治的規範を形成し、さらには制定法の変動をも生ずる如き、いわば法形成的な機能を含むのであり、その闘争の主体たる階級的陣営が如何に形成せられるかによって、かかる機能も規定せられると「いってよい」。

そして上記文章のあと沼田は改行して、さらに続ける（5頁）。

「労働法の立場でいえば、その真実の法理は、その妥当すべき社会において正義とされるもの、特殊的には労働法の原理なり理念なりとされるもの——それ自体がイデオロギーであり、権利闘争自体によって闘いとられる、ないしは規定されるものだが——によって論理的に接合すべきだということであろう。そして労働法の妥当すべき社会の規範意識は、労働者階級を中心とする勤労諸階層の連帯意識と不可分の権利感情が高まることによって変動しきたったことはいうまでもないし、その推進力は労働組合の闘争であったと「いってよい」のである。権利闘争はこのような関係を自覚して転回されねばならないし、そうすることによって、『裁判所を通す法理』を探る法曹の職業的技術の限界をこえて、裁判所を拘束する法理を形成定着させる」。

このように沼田は「権利闘争」の意義を高調し、とくに最後段部分においては、その意気込みをも感じさせる。しかし肝心の「権利闘争」を法的な論理をもっていかに論じるのかについて、はたして言及しているのか、私には判断し兼ねた。それはことさらに言わなくとも、当然の共通理解であったということなのであろうか²⁸⁾。

28) 労働法学にとって、権利闘争の法的意義とは何かを正面から論じているのは、横井芳弘「組合運動と労働法学——権利闘争論」沼田稲次郎先生還暦記念・上巻『現代法と労働法学の課題』（総合労働研究所・1974）458頁以下／同『著作選集』第1巻労働法の基礎理論（信山社・2021）310頁以下であった。同人の主張は、つぎのような文章に凝縮して示されている（324頁）。

法解釈の対象である「実定労働法は、労働力の商品化を規定要因とする資本制社会における労使の階級関係から生れ、またこれを規定していく。それを

(3) 『現代の権利闘争論』の目次構成＝権利闘争の諸類型とその意義

同書は大きく第一部「権利闘争総論」と第二部「権利闘争の焦点」の二つの部分からなるものである。

① 第一章「権利闘争総論」

第一部は、冒頭近くの「第一章」の一部をのぞき、新たに書下ろされたものであった。

序章 危機における権利闘争と権力闘争（書下ろし）

第一章 権利意識の階級性と歴史性←第一章第二、第三両節「大衆運動の法意識」長谷川正安ほか〔編〕『日本人の法意識』（三一書房・1962）

第二章 独占資本主義段階における権利闘争（書下ろし）

第三章 権利闘争の類型とその規範的意味について²⁹⁾（書下ろし）³⁰⁾

沼田によれば、「権利闘争を貫徹すべき権利意識としては、人格性の根源から『憤る感情』として沸き起こるべきものであり、権利闘争が倫理的要請として自覚される如き性格のものでなければならぬ」(23-24頁)ものだという(傍

媒介していくものが、労使間における階級闘争とくに〔労働者の権利感情・意識を基礎とする〕組合運動＝権利闘争にはかならない。したがって、実定労働法をその存在構造との関係においてトータルに認識していく〔＝解釈する〕ことは権利闘争がいかなる資本主義的特殊労使関係から必然化され、いかにしてそれが実定労働法を形成し、またいかにしてそれが実定労働法の現実的な妥当を推進しもしくは制約していくかを認識していくことにかならない。それゆえに、労働法学が実定労働法の妥当を資本主義構造との全体的関連性のなかで認識しようとするものである以上、それは、徹頭徹尾、権利闘争からはなれることはできず、権利闘争に焦点を合わさざるをえない」。

なお横井の権利闘争論の「読解」に際し、横井・同前稿を収録する横井・同前『著作選集』第1巻当該章の冒頭に付された浜村彰の「解題」(230-235頁)が参考となる。

29) 沼田・同前書「序言」8頁によれば、本節の記述は「戦後労働運動と権利闘争」季刊労働法58号(1965)と「権利闘争の理論」労働法律旬報583号(1966)の二つの論稿を基礎とするものであるという。

30) 太字で示した三つ論稿は、沼田『著作集』第9巻権利闘争論(労働旬報社・1976)の139-148頁、55-95頁および96-120頁にそれぞれ収録されている。

点は引用者)。それは「個人の抽象的人格性の意識ではなくて、階級的人間としての自己疎外の認識とその止揚の必然性の自覚とをもつことによってより深く人格性を自覚する如き意識が、その権利闘争を導く」(26頁)とする。これはまさに、マルクス主義的階級意識の議論である。このようにのべて、沼田はつぎのように続ける(26-27頁)³¹⁾。

「それは社会から孤立的にとらえられる個人像に結びつく永久の天賦人權と同じ性格の権利の意識ではない、むしろ歴史的社会的発展の必然性と、それ故にプロレタリアート陣営の優越的な主体性との意識を媒介とする階級的人間……の権利意識というべきものであろう。それは、個人の天賦人權意識を……契機として含むところの具体的な権利意識というべきであろう。……それは先験的に付与せられる意識ではない。むしろかえって労働者生活の日常性のなかでの生活要求のための闘いを通じてつくられてゆくものである」。

このように資本制社会における労働者の闘争は「自己の生活利益を主張し防衛すること自体が自己の階級的陣営の結果により闘争たねばならないとする自覚」(28頁)は、一方で、労働者の権利意識を高めると同時に、階級的連帯のモラル——仲間を裏切らない——という連帯性のモラルをも高めていくと捉えている(28頁)。

沼田は要するに、資本制社会における闘争は、それが労働者らにとって「正当でないし権利性の意識」に支えられて闘われるかぎり、権利闘争であるとのべている³²⁾。

31) その階級性を強調する基本的人権に関する記述は、後年の「人間の尊厳」論におけるそれとは、大いに異なるものである。

32) 沼田は、同書のなか(「序言」〔7頁〕本文「序章」〔9頁〕や第一編〔29、48、89、157の各頁〕で、「資本主義の全般的危機」「独占資本主義段階ことに全般的危機」という文言を繰り返し使用している。このような文言は1928年のコミンテルン第6回大会(1928年7月17日-9月1日開催)で採択された綱領で初めて規定され、その後、スターリンが『レーニン主義の諸問題』(1933年邦訳)のなかで詳しい説明をしたことにより有名になり、とくにソ連(ソヴィエト連邦)を中心にして世界的にマルクス主義者のあいだで主張された概念であった(岡崎次郎ほか〔編〕『現

② 第二部「権利闘争の焦点」

第一部に続く第二部「権利闘争の焦点」は、つぎのような既発表論稿からなる。第二部は、いわば各論として位置づけることができるだろう。同書「序言」8-9頁によれば、第二部の各章を構成する論稿は、つぎのような初出先に発表されたものである。

第一章 職場の権利闘争

第一節 職場の規範意識と経営秩序←「経営秩序と組合活動をめぐる法律問題への法社会的アプローチ」日労研資料611号(1965)

第二節 労働慣行論←「経営権の行使と労働慣行の破棄」同前644号(1965)

第三節 労災問題と権利闘争←「労働災害問題をとらえる法的視点について」労働法(学会誌)25号(1965)

第二章 ILO闘争とスト権奪還闘争←「権利闘争の展望——87号条約批准後の立法闘争と組合活動」月刊労働問題74号(1964)および「政府と組合側との“話し合い”の場の課題性について」法律時報37巻8号(1965)³³⁾

附記 ドライヤー委員会報告覚書³⁴⁾

第三章 官僚制と権利闘争←「官僚制と労働運動」³⁵⁾思想487号(1965)

第四章 示威と抵抗の権利

代マルクス=レーニン主義事典』上アーン〔社会思想社・1980〕820-822頁(大内力)。資本主義体制の危機は経済恐慌や戦争、革命等によって具体化するというのが、第二次世界大戦後の1960年代中頃の日本で、はたして沼田にとっては、いったいどのような事態が資本主義の「全般的危機」——社会主義へといたる過渡期——と映じたのであろうか。『権利闘争論』のなかで高調された資本制社会の「全般的危機」がたとえ現われたと評価されるべき事態が出来たとしても、それは克服される一方で、社会主義圏においては、ソヴィエト連邦が1991年12月には行き詰って崩壊し、その影響下にあった東欧諸国は90年代、次々と体制転換して、自由化されていったことは周知のことである。つまり沼田が感じた「資本主義の全般的危機」の予兆は、その後の歴史的な事実により否定されたということにならうか。

33) 以上の2稿は、沼田『著作集』第5巻官公労働法論(1976)61頁以下収録。

34) 同稿は、同前書95-107頁に収録。

35) 同稿は、沼田『著作集』第9巻権利闘争論(1976)同前書206-231頁に収録。

第一節 デモンストレーションの自由のための闘争←「デモンストレーションの権利について——デモ規制の反民主的性格」労働法律旬報370号(1960)

第二節 ←「安保条約の改定と憲法の抵抗権——安保改定阻止闘争の法理」労働法律旬報351号(1959)

第五章 共済活動と社会保障闘争

1 「権利としての社会保障」闘争の意義について←「社会保障闘争と労働運動」賃金と社会保障311号(1964)

2 生存権的権利意識について←「生存権思想をふまえて社会保障闘争と労働者共済活動を！」労働者の共済(労済連)3号(同)

3 生存権意識と自己陣営の意識←「生存権意識と社会保障・共済活動」労済(労済連)2号(1965)

第二部の内容は、上記のような各章・各節の表題タイトルに示された柱建てから容易に想像できよう。なかでも第一章は、日常の組合活動から団交や争議、労働協約・就業規則および当該労使のあいだで形成された慣行との関係のみならず、さらには労災補償問題にいたるまで、労働組合組織の維持・運営から抗議活動にいたるまでの、企業別組合の企業内において展開される多様な活動範囲と内容的な課題について言及している。権利闘争とは既述のように、1957(昭和32)年の国鉄のストライキに対する当局の対応や、日教組によるストライキに参加した組合員に対し懲戒処分をもって応じたことへの対抗行動として、意識的に実行されていった。当時は職場闘争という観点からも議論されていた³⁶⁾。しかし、このような目次に掲げられたテーマによれば、権利闘争とはこれらにとどまらず、社会保障にかかわる課題にいたるまでの多様な内容を含むものであることが理解できる³⁷⁾。これらは先に言及した「労働運動と権利闘争」稿に

36) 蓼沼・後掲『戦後労働法学の思い出』173-182頁を参照。

37) 本書の原型をなす沼田・前掲「労働運動と権利斗争」62-73頁では、権利闘争の類型として、「労働者の権利意識がいかに法制度に反映」させるかの立法闘争のつぎに、個別資本とのあいだで「利益争議を媒介として経営秩序を形成していく」協約斗争、また松川事件や朝日訴訟などに示された大衆行動をとまなう「法廷斗

において示された、階級闘争としての労働運動の「規範的正当化」を試みたのであろう。後年、沼田は全10巻の同『著作集』の第九巻を「権利闘争論」にあて、その〔著者改題〕の末尾で、つぎのようにのべていた(371頁)。

「権利闘争は労働運動の法的側面だといってよい。……もとより権利闘争は立法闘争につきるわけではない。むしろ日常の職場闘争が権利のための闘いである。労働協約は労働者の諸権利を形成する実践であり、賃金闘争

争」、そして革新政党支援の選挙や示威行動による世論形成などがあげられていた。なお松川事件とは、1949(昭和24)年8月、福島県の国鉄(当時)東北本線で起きた列車脱線・転覆事故(乗務員3名死亡)の容疑者として、東芝松川工場労組・国労組合員らが逮捕、起訴され、一審(福島地判昭25年12月6日)・二審(仙台高判昭28年12月22日)両判決が死刑を含む有罪判決をくださった。そして、このような司法判断に対し、労働組合のみならず、全国的な幅広い批判・抗議活動がなされた。とくに広津和郎や宇野浩二ら小説家が裁判批判を、当時、中央公論等の総合雑誌で行ない、それらを書籍化——たとえば『松川裁判』上・中・下(中公文庫・1976)——され、大きな社会的な反響を呼び起こした。これに対し田中耕太郎・最高裁長官(1950〔昭和25〕年3月3日-60〔昭和35〕年10月24日在任)が法廷外の「裁判批判は雑音」であり、裁判官は耳を傾けるなどのべたことが知られている(大河内・松尾・前掲書350-357頁を参照)。このような社会的な関心の高まりのなか、最高裁大法廷は昭和29年8月10日、二審判決を破棄した。差し戻された原審・仙台高裁では、検察側が隠匿していた証拠などにより被告人全員の無罪判決が示され、昭38年9月12日、最高裁が検察側の上告を棄却し、無罪が確定した(田中二郎ほか〔編〕『戦後政治裁判史録』第1巻〔第一法規・1980〕「松川事件」415-444頁、第4巻〔同前〕「松川国家賠償事件」107-129頁〔菊井康郎〕)。

また当時同じく、大きな社会的関心を呼んだ朝日訴訟とは、1957(昭和32)年、重度の結核で国立岡山療養所に入所していた朝日茂(1913~1964)が国(厚生大臣)に対し、生活保護法による生活保護費の支給基準が劣悪で、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が侵されていると主張し、行政訴訟を提起した。第一審(東京地判昭35年10月19日)が原告全面勝訴としたのに対し、第二審(東京高判昭38年11月4日)は一審判決を破棄し、朝日の請求を棄却した。上告中に朝日本人が亡くなったが、養子夫婦が訴訟を継続した。最大判昭42年5月24日は朝日の死亡により、本件訴訟は終了したとした(民集21巻5号1043頁)。同訴訟を通じて、国民のなかに社会保障の関心が向けられ、生存権(憲法25条)の意義が広く知られるようになった(田中ほか〔編〕同前書第3巻「朝日訴訟——生存権と生活保護法」5-40頁〔佐藤進〕)。

も生存権充実をめざす闘争にほかならない。だから権利闘争でない労働運動はないとっても過言ではあるまい」。

すなわち、沼田にとって、権利闘争とは官公労働組合運動におけるILO闘争に代表されるような立法闘争にかぎられるものではなかった。それはまた民間企業に働く労働者・労働組合をも含む、その日常的な組織活動だけではなく、労働者の生活に関連する社会制度や政治課題にいたる広範囲に組合が実施すべき政治的な行動をも含むものであった。

(4) 沼田が「権利闘争」を高唱した背景事情

以上のことから、権利闘争には多様な類型があることが理解できた。沼田はこのように多様な労働組合運動を通じて実現されるべき、さまざまな権利に関わる行動を積極的に主張しなければならぬと考えたのは、なぜであろうか³⁸⁾。

権利闘争と呼ぶべき活動は公労協（公共企業体等労働組合協議会）のスト権奪還闘争に始まり、昭和30年代「著るしく広がり高まった」（16頁）。しかし沼田にとって、それはILO闘争として、国会における公労法4条3項の廃止により終わったわけではなかったし、権利闘争が官公労働者だけの問題ではなかった。沼田は「総評としては官公労の闘争を民間企業の組合の問題意識に結合させる狙いからも、権利闘争はあらゆる職場の課題だという必要があったと思われる」（372頁）。しかし、このような焦燥感にも近いような感情は、公労協を構成する加盟組合や総評のみならず、沼田自身のものでもあったのではなからうか。

沼田自身の時代状況把握として、後年、つぎのようにのべていた³⁹⁾。

「石炭から石油への移行がほぼ完了……をみた60年代の経済的变化として技術革新、設備投資の急進、経済の国際化、産業再編成と寡占独占、石油化学、自動車、鉄鋼、電機などの戦略的基幹産業主導の高度経済成長など、

38) このような問題関心から、本稿とは別に執筆したのが拙稿「巻頭言／沼田稲次郎著『現代の権利闘争』（一九六六）を読む——濱口桂一郎“hamachan”ブログ（EU労働法政策雑記帳）”に促されて」労働法律旬報2053号（2024）4－5頁である。

39) 沼田・前掲『民主主義法学と学者像』80－81頁。

そしてこれと不可分に六〇年安保改定と日米軍事同盟のエスカレート……が、経済的政治的体制を規定する。……労働運動としては春闘方式の定着とILO闘争とが大きな流れをなすが、……“近代的”労使関係の形成、労働力不足問題の深刻化による初任給向上を背景に『ヨーロッパ並み賃金』要求による一定の賃上げの要求による一定の賃上げの成功と生産性向上運動への協力ないし寛容などを見のがすことはできない。

沼田をして「いまや団結と団結権の思想そのものが、変化のきざしをみせている」⁴⁰⁾といわざるを得なかった1970年代初頭、沼田は10年ほど前の50年代から60年代にかけての時代状況と労働運動の変化について、つぎのようにのべていた⁴¹⁾。

「講和期に『鶏から家鴨になった』総評が、戦闘的組合主義を旗印に闘いを強化してゆく。1955年(昭三〇)に〔日本経済の生産性向上や雇用の維持をかかげる日本〕生産性本部が発足し、〔また同年、企業別組合が産業間で行動を調整して全国・産業別の賃金引き上げの実現を図るべき〕『春闘〔春期賃上げ闘争〕』……が出発する。50年代後半は『昔陸軍、今総評』といわれた総評全盛期である。だが一方、1952年秋冬の炭労、電産の大争議後、海員、全織など四単産の総評脱退から全労(全日本労働組合会議)結成(1954年4月)にすすむ。1960年代は安保大闘争と三池の大争議の年である。また1957春闘における政府当局の国労、機労弾圧、翌年の全通弾圧が動機となり、これに対抗する官公労、総評側のILO闘争の展開となった。／安保と〔三池?〕大闘争後、〔賃上げ等の労働条件・待遇改善を重視する〕労働組合主義が提唱され、総じて民間大組合の間に労使協調的姿勢が出てくる。1964年11月には総同盟、全労〔が〕解散して全日本労働総同盟(同盟)の結成をみる。総評も60年代後半に〔軍事〕基地反対闘争、勤評闘争、警職法反対闘争、さらには安保改定阻止闘争など、サン・フランシスコ体制の強化に抗して〈平和と民主主義〉を旗印とする国民運動を

40) 沼田『団結権思想の研究』(勁草書房・1972)「はしがき」5頁。

41) 同前所3頁。なお引用にあたり、年数表示は漢数字をアラビア数字に改めた。

組織していった]太田〔薫(1912~1998)・合化労連出身〕一岩井〔章(1922~1997)・国労出身〕ライン〔1958(昭和33)年—66(昭和41)年〕が後退してゆく。……〔高度経済成長が本格化する〕60年代中葉から労働力不足問題が注目をひいてくる〕。

このような事実認識をみたとき、沼田の脳裏には総評に結集し、運動をリードした官公労組と民間、とくに大企業を中心とした、多くの企業内組合からなる同盟との分立状況のなかで、労働運動のあり方に関して、「権利闘争」を強調することを通じて、占領期からサン・フランシスコ講和条約発効(1952〔昭和27〕年)以降の50年代にかけて高揚した、組合運動の再構築の実現に寄与すべしとの意図があったのではなかろうか⁴²⁾。しかし労働法学、就中、沼田が掲げる権利闘争論は労働運動に対し、はたして一体どれほどの影響を及ぼしていたのであろうか⁴³⁾。

42) 『現代の権利闘争』刊行の2年後、沼田は『権利闘争講話』(労働旬報社・1968)を刊行した。その理由として沼田は『現代の権利闘争』が変型四六判とでもいふべき版型ながら、500頁を超える大部のものとなったためであろうか、出版社から「組合員大衆にはいささか親みにくいから、権利闘争のエスプリみたいなものを新書にして出さないか」との懇意があったことから、同書を執筆したと説明している(同前『講和』20-21頁「開講にあたって」)。同書は、つぎのような構成となっている。

開講にあたって——権利闘争と闘魂——

第一話 労働条件のための権利闘争

第二話 闘いottaた法たる労働基準法

第三話 団結権のための権利闘争

第四話 組合民主制の確立のために——組合の統制権と組合員の権利

第五話 団体交渉権のための権利闘争

第六話 憲法をめぐる権利闘争——権利濫用にたいする抵抗闘争

第七話 団結権防衛の闘い

第八話 スト権奪還闘争

43) 時期はずれるが、1980年代末に「戦後労働法学」の組合運動への理論的影響力の低下をまえにして、その「転換」「見直し」の方向性を探ろうと企画されたとされる、榎井常喜・西谷敏・深谷信夫(司会)「座談会・転換期の戦後労働法学」労働法律旬報1207・8号(1989)30頁以下のなかで、西谷が労働運動は独自の論理で展開しており、「労働法学者が思っているほど、労働法学は労働運動に大きな影

2 権利闘争の規範的正当化の試み——『労働基本権論』(1969)第一章乃至第五章

沼田は1969(昭和44)年7月(55歳)、日本労働法学会代表理事に選出された(1973〔昭和48〕年7月まで4年間在任)。これに先立つ同年2月に刊行されたのが『労働基本権論』(勁草書房)であった。沼田は同書を取りまとめる動機として、(西)ドイツから帰国後の高度経済成長期の日本における社会保障に関する権利性の根拠を明らかにし、運動に正当性の確信を付与することへの関心が高まるなかで、同じく「労働運動というもののイデオロギー的、規範的正当性の側面というものの構造を明らかにすることが不可欠である」との関心を抱いたからであると説明している⁴⁴⁾。

同書の構成と、沼田自身による・成り立ちの簡単な説明は、つぎのようなものである。それは従前の場合と同様に、関連する既発表論文をまとめる一方、新たな書下ろし論稿を随時取り入れるというものであった。本書は同人の言によれば、「労働法の形成や妥当を規定してきた政策とこれと不可分の法的イデオロギーの批判的考察を媒介として、戦後労働法史における論理的なものを探究してみようとしたものである」(同書「序」4頁)。「戦後労働法史のイデオロギー的側面」という副題をもつ本書はその「イデオロギー批判」という方法を記した「序章」をのぞけば、内容的には、やはり二つに分けることができるように思われる。前半はアジア太平洋戦争の敗北直後から、1960年代半ば前後の企業内組合という組織形態にある労働組合とそれに対抗する使用者を中心とした労使関係と、それにかかわる法政策の動向を検討した第二章から第五章までである。後半は、戦後労働運動の主要な担い手であった官公労働者・労働組

響を及ぼしていなかったのではないか」(38頁)とのべている。私は、このような西谷の発言に対し共感を覚える。後述するように、沼田の唯物史観労働法学が時代状況の変化のなかで行き詰らざるをえなかったのは、労働運動にいわば寄り添うだけにとどまらず、あまりにも密着し過ぎていたことが背景にあるのではなからうか。

44) 沼田・前掲『民主主義法学と学者像』218-219頁。

合の労働基本権問題を扱った第六、第七の両章である。沼田の言動について、学史的な展開として理解しようとしたとき、本書は3年前に刊行され、先に言及した『現代の権利闘争』の系譜に連なるものと位置付けられる(晩年期の沼田とは異なり、当時はわずが1、2年のあいだに、議論を大きく変貌させるといふ側面はない)。筆者の「戦後労働法学」の意義を考えたいとの問題関心からすれば、興味があるのは第三章をのぞく、前半部分である。そこで、これらについて紹介したい。後半の第六、第七両章については、次項でふれる。

(1) 法のイデオロギー批判とは何か

本文についてのべる前に、序章「労働法学におけるイデオロギー批判の重要性」にふれておきたい。序章は『労働法論序説』(1950)や『市民法と社会法』(1953)以来、沼田が本格的に法とイデオロギーについて言及している⁴⁵⁾。沼田はとくに「序章」冒頭「はじめに」で、その「イデオロギー」理解について、つぎのようにのべている。少し長いが、私が要約するよりも、沼田自身の発言自体を知ることが有用かと思うので、引用する(1-2頁、傍点は原文)⁴⁶⁾。

45) 沼田は『労働法論』上(1960)や『運動のなかの労働法』(1963)でも、同様の課題についてのべている。林迪広「書評／労働法的イデオロギー操作の階級性・虚偽性を批判〔書名略〕」季刊労働法72号(1969)134-137頁は、もっぱら「序章」における沼田労働法学の方法を取り上げている。

46) 辻村昌昭「労働法解釈の方法論について——法超越的批判と法内在的批判」横井芳弘ほか〔編〕『市民社会の変容の労働法』(信山社・2005)／同『現代労働法学の方法』(同・2010)72頁以下は、先に言及した渡辺洋三の「法社会学と法解釈」や民法学の利益考量論(加藤一郎と星野英一)と対比させながら、沼田の労働法学における解釈学の方法について、同稿の副題として掲げたことに、その特徴があるとして論じている。とくに「イデオロギー」概念が本来的に多義的なものであることから、沼田が「イデオロギー」という表現を用いる場合も、それがいかなる意味でのべているのか注意する必要があるとしている(同前稿・130-133頁)。なお、沼田の法解釈の方法が「法の階級性暴露」や歴史分析に重点がおかれた戦前のマルクス主義法学(長谷川正安・藤田勇〔編〕『文献研究マルクス主義法学〈戦前〉』〔日本評論社・1972〕同「文献改題」419頁)と、いかなる関係にあるのか、またはないのか、それとの関連で、これをどのように位置づけるかという点について、従来議論されたことはなかったように思われる。

1 「歴史的社會は、人間が社会的生産により社会的生活の物的条件を形成するところの根底的な經濟社會を下部構造として、決定的にはこれに規定されながら相対的には独自性を担いかえって下部構造に働きかけ、相互に浸透するところの、精神的契機を含む政治的・文化的な構造を形成する。かかる政治的・文化的構造を上部構造ないし広い意味でイデオロギーといてよい。一定の歴史的社會によって存在拘束をうける意識、觀念、思想など、つまり、精神的なものも、それ自体たんに主観的なものではなく客観に形態〔＝形式〕性を担って存在するもの、いわば文化であり、これを制度的なものと一緒に區別してイデオロギーとよぶならば、かかるイデオロギーは政治的・社会的諸制度の契機ともなるものである。……政治的・社会的諸制度は、それが組織された力量を担うことによって一般に經濟に対してもまた上部構造の諸領域にたいしてもとくに強力にかつ物的に影響するとともに一般に下部構造の変動をより直接に反映するという点に着眼して、これを中部構造ということも可能であろう。そして國家機構や法律制度は中部構造の中核をなすものである。／國家の制定法を中核とする実定法は、決定的には下部構造たる資本主義生産社會に規定せられる規範的意味構造（法的イデオロギー）を担って妥当（法の存在性と統一的に理解さるべき概念である）しているのであるが、それは上部構造の一環として、さまざまなイデオロギー、わけても政治的・法的思想あるいは規範意識ないし法意識であるイデオロギーによっても規定され、またそれに働きかける……／このようなイデオロギーの相互作用、相互浸透の諸關係は、それ自体決定的には下部構造の運動に規定せられるといわなければならない。だが、規定とか作用とかいう關係も、たんに客観的な關係ではなく、主体的実践的な關係であることを看過してはならない。それは社会的矛盾の、したがって闘争のイデオロギー的な反映だといってよい。労働者階級が階級として形成せられ自らの世界観をいだくにいたると、階級闘争はイデオロギー闘争……を自覚的に組織することになる。そして社会的矛盾の深刻化とともに、支配階級がその収奪的支配を維持すべくさまざまな方策をめぐらす、それ自体イデオロギー的操作を含んで行われるのである」。

2 「労働法は資本制社会の矛盾の産物であるが、イデオロギーのみれば市民法的イデオロギーの虚偽性が労働運動の発展を中心とする社会的矛盾の現実によって暴露せられることを媒介として生まれた法形態にほかならない。労働法は労資という対立する階級集団の社会関係の一定の諸側面を規律するものであるが、労資関係はイデオロギーにおいても階級対立を含むのであり、それだけに労働法の妥当はイデオロギー闘争に最も強く影響をうけることはさげがたいのである」。

マルクス『経済学批判』(1859)序文の有名な定式を踏まえながら、上部構造に対しても「土台」の変動を直接的に反映する「中部構造」という理解と、その中核的なものとしての法を捉えているのが沼田らしい理解といえよう⁴⁷⁾。そして沼田によれば、「労働法の制定・妥当・変動と相互規定的に関連する狭義のイデオロギーはそれとしては必ずしも法的性格をもつものに限定」されない(3頁)。こうして沼田は「イデオロギー批判の立場を吟味しつつ、労資関係の場における保守勢力……の生み出している一定の影響力をもった諸々イデオロギーについて、ことに労働立法は労働法理を直接的に規定しているとみられるものを中心に若干の批判を加えようとするものである」(12頁)という。なぜならば「イデオロギーが魔力を発揮する以前にその正体を白日の下に暴露するという闘争が極めて必要である」⁴⁸⁾と思うからである(同前所)とのべて

47) 沼田が「制度としての法」に対する「規範としての法」がイデオロギーとして、上部構造にも、下部構造にも影響することに着眼して、「中部構造」と呼ぶのは、加古佑二郎に由来する把握の仕方であろう。ただしこれについては、森英樹「加古佑二郎の法理論について——マルクス主義法学形成史の一コマ」法律時報41巻2号(1969)／同『マルクス主義法学の史的研究』(日本評論社・2022)201-202頁は、「本来のマルクス主義とは相容れない概念」であると批判している。しかし法や国家を、宗教や芸術、哲学と同様に「上部構造」と捉えることがはたして適切なのであろうかとの疑問は提起されよう。

48) 沼田の・法のイデオロギー批判については、すでに拙稿・前掲「唯物史観労働法学の開局と形成」90(273)-94(269)頁でとり上げている。なお『労働基本権論』とはほぼ同時期に沼田が同様の課題について発言しているのが、講演録を活字化した「法のイデオロギー論」法学セミナー169号(1970)／片岡昇〔編〕『現代法講義』(日本評論社・1970)211-263頁である。

いる。このような序章における議論をふまえ、沼田は戦後労働法史を検討する。

既述のように序章をのぞけば、本書は大きく二つに分けることができると考える。

(2) 第一章から第五章までの構成と内容

本書全体の三分の二の紙幅を占める第一章から第五章までは、つぎのような構成となっている。

第一章 戦後の労働基本の性格←書下ろし

第二章 企業別組合と労働法上の団結権←「労働組合の組織」労働法(学会誌) 30号(1967)に加筆(「序」4-5頁、以下の注記も同前所による)

第三章 労働政策にみる「公共の福祉」理念の機能——争議権制限立法批判のために←「戦後労働政策と法的イデオロギー批判」労働法律旬報 605号(1966)を「大巾に添削」

第四章 労使関係の「近代化」批判←同前

第五章 「労働組合主義」批判←「労働組合主義と日本労働法」季刊労働法 64号(1967)を「基礎にし、第三節は新たに」加筆

第一章は、法イデオロギー論についてのべる序章をのぞく本書全体の、いわば総論ともいうべきもので、敗戦直後の旧労組法時代からポツダム政令201号による占領政策の転換(1947)、現行労組法の制定(1949)、レッドパージ(1950)、独立回復(1952)以降の職場闘争、そして春闘、ILO条約批准闘争(1958)をへて1960年代半ば(「昭和三〇年代以降」)までの労働基本権——沼田はこれを『労働者の基本的人権』、すなわち「憲法二八条の団結権」として理解する(31頁)——に係わる運動への規制の流れを確認している。このような労働に関わる運動とそれに対応した政治動向や政策の展開推移に対応させて労働法の意義を検討しようとの姿勢に基づく論稿構成と記述は、沼田が旧労組法に関する体系的な理解を示した『日本労働法論』上・中(1948)以来、同人が公刊した著作群の・ほとんどすべてにおいて、繰り返しなされてきたものであった。その意味では、時間経過と推移にともなう、新たな言及がなされていても、記述内

容それ自体について、沼田の著書群の読者には既視感がある。沼田は同章の掉尾で、この時代は「総じていえば権力側のイデオロギー操作によって労働運動並びに労使関係を方向づけようと試みる時期である。本書のイデオロギー批判の重点もこの時期におかれる」(82頁)と結んでいる⁴⁹⁾。

第二章は、戦後わが国の労働組合の一般的組織形態である「企業内組合」について、「法的イデオロギー」としての団結像との関連で考察している(116頁)。わが国では周知のように、敗戦直後には、戦時中の労資が一体となって組織化されていった産業報国会の「裏返し」の形(121頁)をもって、工職混合の従業員一括加入方式により急速に結成された企業内組合という組織形態は当初、産業別組織の結成にいたるまでの過渡的なものとして理解されていた。ところが、それが日本独自の組合形態として定着していったことについて、沼田はつぎのようにのべている(122-124頁)。

「今日のような企業第一主義を潜在的な前提とする企業別組合の企業内の体質は、独占資本の再建を“てこ”とした経済安定政策が占領軍の総司令部……の民主的労働政策から反共的抑圧的労働政策への転換に支えられて進行してゆく過程で、反共民主化運動のイデオロギーを装った企業内労使協調的勢力——『第二組合』という形態——によって造型せられ、昭和24年に強行せられるドッジ・プランの進行が企業整備・補給金制度の打切りに伴う企業格差の顕在化、企業間競争の激化などを必至ならしめてゆく過程で定着せしめられた。……／昭和24年労組法は右のイデオロギーをうけて、労使の自主的立場に立つての団体交渉の促進を目的ないし原理として定立された。同法はしかし現実に定着した企業別組合の団結承認を一応保障するものとして機能するほかなかった。そしてこのように機能することによって却って企業別組合の組織形態や組織活動のパターンの定着を強固にした。……／昭和三〇年代に入り技術革新・合理化が軌道にのり高度成長

49) ここで論じられていることは、沼田『団結権思想の研究』(勁草書房・1972)第一章として収録されている「団結権の性格と主体」法律時報40巻8号(1968)と内容的に重複している。両稿の執筆時期がおそらく近接していたであろうことを考慮すれば、当然かもしれない。

経済下に若年労働力の不足などに影響せられ労働市場や賃金形態などにも一定の変動のきざしが見られ、春闘における産業別統一闘争の発展とも相まって、いわゆる『企業別組合脱皮』の可能性が生じたにも見えたが、開放体制をひかえて企業間の競争も深刻化し、かえって企業の枠を固めた面も否定しえなかった」。

生産管理戦術への対応に始まった戦後労働法学は、これを「横断的労働市場の減少としてではなく、企業内の現象としてとらえる発想」(136頁)をとっていた。換言すれば、そのような争議手段は労働組合による使用者との取引のための手段として採用したというよりは、「争議状態における従業員団たる労働組合の経営参加の鋭い形態」としてとらえられていた。その後、企業別組合という組織形態が事実上、定着するなかで、官公労組を含めて、企業別組合という日本的「特殊性」をまとった労働組合⁵⁰⁾が実行した集団行動のありかた——職場闘争の諸形態、遵法闘争、マス・ピケッティング——の正当性理解のあり方については、大きく相対立した対応がみられた。それは沼田によれば、すでにその前提をなす憲法28条解釈の相違があったことを背景としている。一方は同条が「西欧的経済主義的トレード・ユニオンズム」的行動形態を保障すると捉えた⁵¹⁾のに対し、他方は「日本的土壌」に規定された「戦闘的トレード・ユニオンズム」による、労働者の団結は団体行動を保障するものだと理解する(138

50) 沼田・本書117-118頁は、民間企業労組とは異なり、全国単一組織形態をとり、「親方日の丸」などといわれた安定的雇用のもとにあった官公労組にも、「中央官庁相互間の縄ばり感情、官僚機構内における各単位機関のエゴイズム、あるいはいわゆる『国鉄一家』『通信一家』の意識」などの企業別組合的体質があったとする。

51) より正確にいえば、それは「西欧」ではなく、吾妻光俊(1903~1973)や石井照久(1906~1973)が念頭においたのは、ニュー・ディール期(1933-1939年)以降の排他的交渉代表制のもとでのアメリカ労使関係であったのではなからうか(拙稿「巻頭言・プロ・レイバー労働法学と対抗学説—戦後労働法学史断章」労働法律旬報1960号〔2020〕5頁)。なおこれ以降、とくに70年代、沼田はそれまでとは異なり、「戦闘的」との形容詞がふされるけれども、それまで反対学説を批判する文脈で用いていた「トレード・ユニオンズム」との文言を使用するようになっていったことに注意したい。

-139頁)⁵²⁾。これはいうまでもなく、その後「プロ・レイバー」「プロ・キャピタル」といわれる、戦後の日本労働法学のなかに一貫して流れる法的価値観・思潮の対立の源流であった。

第三章では、副題が示すように「国民の日常生活の便宜という眼に見える表象」(174頁)を通じて、「公共の福祉」が公共部門(国公法・公労法適用下の官公労働者)および私的経営部門(たとえば、いわゆるスト規制法)を問わず、労働者の権利、特に争議権を制限するための「規範的根拠たるイデオロギーとして、勤労大衆に対してもその魔力を発揮する事情」は敗戦後直後の経済復興期をのぞいてなかった(同前頁)と指摘している。

第四および第五両章の記述内容は、相互に関連している。第四章は産業構造の変化に伴行した労使関係の「近代化」の意義を問わんとするものであった。わが国労使関係を「前期的封建的な」それを反価値的なものとして否定的に捉える点で、労使双方にとって「好意的」であったとする(180頁)。すなわち、それが「劣悪な労働条件の克服の課題」として論じられるかぎり価値的な意味があっても、作業工程・環境の技術革新・合理化の一要素として語られる傾向にあったと指摘している(183頁)。そうであるがゆえに、沼田は「『近代化』イデオロギーの階級的基礎」を見失ってはならないと注意を促している(185頁)。具体的には、生産管理戦術を抑制すべく登場した「経営権」思想、1949(昭和24)年の労組法改正を導いたイデオロギーは「自主的、民主的組合の助成による労使対等の立場での団体交渉を促進することが正しい民主的労使関係を形成する」という発想であった(196頁)。それは資本の側においては「産別会議をたたき〔、〕民同組合を助成し、それに乗じて企業整備を断行」することであった。その後の50年代、組合事務所の貸与、在籍専従制度、チェック・オフ協定、

52) 沼田・同前書147-148(注4)は、このような対立の背後には、敗戦直後時の状況の理解の「差」があったのではないかとする。すなわち一方は「法秩序が無視させられた混乱の時期」であるがゆえに、労働法は『秩序ある解決』をもたらす目的にそって構成されねばならないとの理解に立ち、他方は、当時は「新しい価値観による旧日本的法秩序の転回という課題を担った時期」であり、「新しい価値としての労働基本権」を確立することが社会正義の要請であり、法理構成を規定すべきものであるとの観点に立っていた。

就業時間内の組合活動の黙認等の労使慣行が定着していった(201頁)。沼田は、これらが「民主的」労使関係のなかで生まれ、またその「民主的」な関係の要素となっていると説明している(201頁)⁵³⁾。

続く第五章は第四章を引き継ぐもので、「労働組合主義」イデオロギーを扱っている。そこでは具体的には、1966(昭和41)年12月に要約版が発表され、その半年後の1967(昭和42)年6月には全4巻におよぶ全容が明らかになった労使関係法研究会『報告書』について言及している。1959(昭和34)年11月発足以来、7年を経て労働大臣に提出された同『報告書』には、労使間に団体交渉体制が構築され、それにより安定的な労使関係が形成される＝「近代化」の実現との見方が底流として流れている。そのような労使関係観は、沼田をはじめとするプロ・レイバーに対抗する、戦後労働法学のもう一つの潮流を代表する石井照久による主張が色濃く反映されていた⁵⁴⁾。沼田は、同『報告書』を扱う理由として、それが「現下の政治におけるイデオロギー的操作……の一契機となることによって一定の社会的役割を担うものだからである」(212頁)と説明している。沼田は同『報告書』が描く労使関係が経済主義的・改良的・協調的な「西欧的トレード・ユニオンイズム」を望ましい労使関係として描き、労働法はそのような労使関係像に要請する規範に即して妥当すべきだとの理解によるものだとしている(212頁および239頁)。また沼田は同『報告書』が日本の高

53) ただし濱口桂一郎「戦後労働法学の歴史的意味」労基旬報紙1784(2019・8・25)号を再掲した同年8月22日(木)の同“hamachanブログ(EU労働法政策雑記帳)”は、「工場ソヴィエトの風味をまぶした産業報国会からその風味が蒸発したら、残るはただの産業報国会」となり、労使協調を背景に「組合活動家たちは、企業秩序を破壊する生産阻害者とみなされ、少数派組合へとおいやられてい」った。それは、プロ・レイバー労働法学が構築し、判例法理にも反映させたユ・シ協定やチェック・オフ、統制権などの「企業別組合に適合したさまざまな小道具」を、協調的労働組合により利用され、プロ・レイバー労働法学にとって「自分[たち]が擁護したい当の勢力が追い詰められるという立場にたたされた」ことを意味したと分析している。

54) これについては、拙稿「石井照久の労働法学——戦後労働法学における・もう一つの潮流」獨協法学116号(2021)92(325)–99(319)頁およびそこで掲げた文献を参照。

度経済成長をすすめ、所得倍増や「福祉国家」が論じられるなかで提出されたことの背景事情を重視している(214-217頁)。そのように捉える発想の基礎には、「労働者階級は客観的必然的に歴史的主体として資本主義の墓掘り人——K・マルクス&F・エンゲルス『共産党宣言』(1848)のなかに表われた文言〔引用者〕——であり、労働組合はかかる歴史的主体の組織であることも否定しえない」(223頁)との理解があった。沼田は『報告書』がその描く労使関係が現実には、日本の労使関係の「現実をかえがたきことを認める。可成り絶望的でさえある」(239頁)とした。なぜならば、『報告書』が想定する「西欧的トレード・ユニオンズ」は産業別・横断組合の社会的定着がある場合に可能となっているのであり、そのような条件の整っていない日本では、実現しえないからであると指摘している。それは換言すれば、労働条件・待遇改善の実現を組織原理として捉えるとしても、職業別・産業別組合の土壤に根付いた制度を、企業別組合が一般的な日本に移植することはできないということであろうか。

四 官公労働組合のスト権奪還闘争の展開——権利闘争論の理想と現実

ILO87号条約批准問題が1965(昭和40)年5月、同条約の批准とそれにもなう国内法整備のための公労法4条3項(逆締付条項)が削除されたことで一応の決着をみた。これ以降——とくに70年代——は、公共部門(官公)労働者——公務員・公企業体勤務労働者——の労働基本権、すなわちスト権問題が70年代の労働法学上、大きな課題となっていく。全通中郵事件(最大判昭41・10・26刑集20巻8号901頁)で、最高裁が従来の判断(国鉄鞍山丸事件〔最小判昭38・3・15刑集17巻2号23頁〕)を変更したことから、沼田も『労働基本権論』の第六・第七両章で、これについて取り上げている。

1 『労働基本権論』(1969)第六・第七両章に見る1960年代後半における権利闘争論

前掲『労働基本権論』の第六・第七両章は、次のような構成となっている。

第六章 官公労働法のイデオロギー的性格

第一節 官公労働政策の重要性←書下ろし

第二節 公務員の労働者性とその団結活動←同前

第三節 公務員の政治的中立と政治活動←同前

第四節 公務員法の改正にみる理性の欠落——政府の官公労働政策の政治的性格←法律時報38巻9号(1966)

第五節 期待される公務員像と官僚制——公務員の『宣誓書』の改悪について←労働法律旬報59号(1966)

第七章 最高裁の労働基本権思想の批判的考察⁵⁵⁾

第一節 最高裁の全通中郵事件判決の意義←「全通中郵事件判決の意義に関する考察」労働法律旬報615・6号(1966)、「ILO闘争の“二つの勝利”と権利闘争の課題」同前655・6号(1968)および「猿払事件無罪判決の意義」全通時報99号(1968)の「三論文を整理して必要な添削を加えた」。

第二節 運動のなかでみる〔全通中郵事件〕判決の法理←同前

第三節 裁判と法的イデオロギーとの相互作用について←書下ろし

第六章は、そのタイトルそれ自体が端的に表現している諸課題をとりあつかっている。同章は、前段部分の第一章に相当するものと考えてもよからう。官公労働者の労働基本権問題の根源は、その担当する職務の種類や内容の如何に関係なく、争議権について一律かつ全面的に禁止していることに発する。また旧労組法は、官民を問わず、労働基本権を保障していた。しかし第二次世界大戦終結後数年をへずして、アメリカなどの資本主義国とソ連や社会主義諸国とのあいだの東西冷戦が進行するなか、GHQは急速に方針を転換して規制するようになった。沼田は旧公務員に対する対応、マッカーサー書簡・政令201号(1947〔昭和22〕年)による公務員のスト権の全面否定、公務員の政治活動禁止の強化などの歴史的な経緯とその意味を指摘し(第一節—第三節)、また、

55) 太字で示した論稿は、後年、沼田・前掲『著作集』第5巻官公労働法論(1976)156-216頁に収録された。

ILO87号条約批准にともなう国内法整備のため設けられた公務員制度審議会が労働側委員不在のまま答申が作成されたことを「国際信義」に反するとし(第四節)、最後は公務員の宣誓について取り上げている(第五節)。これらの論稿のなかに政府が実現しようとしたことのアデオロギー性とそれに対する労働側の対抗を論じている。

ついで第七章では、目次に示されているように、3年半前の公労法17条の争議行為に対する刑事免責を否定した三・一五判決(国鉄松山丸事件・松江郵便局事件(最一小判昭38・3・15)の法理を変更し、判決当時「画期的」——沼田も、この文言を繰り返している——と評された全通〔東京〕中郵事件判決(最大判昭41・10・26刑集20巻8号901頁)⁵⁶⁾を中心に取り上げている。沼田は同判決を検討することの意味をつぎのようにのべていた(第一節・335頁)。

「この判決に関する考察において焦点となるのは、最高裁が『画期的判決』たる印象をいだかせ、一応は公労協の闘争、さらに公務員労組の闘争に、ひいては民間労組の闘争にも促進的刺激を与えるとともに政府の弾圧政策に何ほどかの抑制を加えるという政治的効果を生む可能性を予想できるような判決を下したという事実が、どのような条件によって規定せられた現象であるかを説明することである」。

沼田は、同上判決が日本の官公労働者の労働基本権についてほとんど全面的に検討を加えたILO(国際労働機関International Labour Organization)の『ドライヤー報告』(『日本における公共部門に雇用されるものに関する結社の自由実情調査調停委員会報告書』)に含まれていた思想＝「労使関係観」から「強い影響をうけてい」た(339-340頁)と指摘している。それは換言すれば、ILOの各国労働者代表の「協力を求め、共感をうるためにはソーシャリズムではなく……『トレード・ユニオンズム』こそが官公労の拠るべき立場でなければならなかった」(342頁)という⁵⁷⁾。

56) 同事件については、田中二郎ほか〔編〕前掲書第3巻「全通東京中郵事件——公務員の労働基本権(一)」151-192頁を参照。同判決に関する判例評釈・解説については、最高裁判所事務総局〔編〕『最高裁判所労働関係判例要旨集』(法曹会・1983)「裁判年月日別索引」46-47頁に掲載されているものを参照。

そして第二節では、猿払事件に言及している。同事件は、現業公務員（郵政職員）が国政選挙に際し、政党公認候補者の選挙用ポスターを掲示する等の行動が政治活動を禁止する国公法102条1項に違反するとして、刑事罰（同法110条1項19号）に問われた。一審判決（旭川地判昭44・6・25下刑集10巻3号293頁）は「行為に対する制裁としては合理的にして必要最小限の域をこえたもの」と判断した⁵⁷⁾。沼田は同判決が全通「中郵判決の精神たる人権尊重の思想を、より深めたと思われる」（350頁）とし、その発想は、全通中郵事件（前掲）「に影響をうけている」（352頁）としている。また沼田は同事件判決が「明示しあるいは示唆するところ」は今後の権利闘争に寄与する（356頁）と、積極的に評価している⁵⁹⁾。また同節では、「誰しものが気がつく」こととして、最高裁の全通中郵事件判決（前掲）が公私セクターを問わず、（1）政治スト、（2）暴力的ストおよび（3）争議期間が長期におよぶストライキについて刑事免責がおよばない旨を、限定列举ではなく、例示的に表現していることや、同判決が「官公労争議行為の刑事制裁について厳格な基準を定立すること自体によっ

57) このような事実評価は、沼田の「ソーシャリズム」の立場からの現実の労働運動への働きかけ＝「実践的・形成的解釈」と、どのように関係づけるのかは、これ以降の、沼田の課題となっていくのではなかろうか。

58) 同事件については、田中二郎ほか〔編〕前掲書第4巻「猿払事件——公務員の政治活動」353-386頁を参照。第二審（札幌高判昭44・6・25判時560号30頁）も、「より制限的でない他の選びうる手段」L R A:Less Restrictive Alternativeの基準により一審判決を維持した。しかし最高裁大法廷（昭49・11・6刑集28巻9号393頁）は、これを破棄して、有罪と判示した（11対4）。同判決に関する判例評釈・解説については、最高裁判所事務総局〔編〕『最高裁判所労働関係判例要旨集』（法曹会・1983）「裁判年月日別索引」75-76頁に掲げられている。

59) ただし沼田は、裁判所がとる労働基本権を生存権実現のための「手段たる権利としてのみ割り切」ることには反対だとする。すなわち「労働者が仲間と一しょに団結すること、いやな条件では働かないこと、つまり団結と争議の自由は、それ自体として価値のあること」だとしている（357頁）。このような基本的人権観は、のちの梶井常喜『ストライキの自由：スト禁止違憲論と立法闘争の法理』（労働旬報社・1974）や同『「スト権」立法闘争論』（同・1979）にいうストライキとは「いやな条件では働かないという人間の尊厳にも根差す根源的自由」だとの主張につながっていくのであろう。

て、かえって民事制裁への道を拓いた」のではないかと指摘している(362-366頁)。第三節では、その表題がいうように、「裁判は社会における社会的イデオロギー的な行為なのである。裁判官は独立して職権を行い良心に従って法による裁きをなすことが要請せられている(憲法76条3項)。だが……ある場合には裁判は政府の通達や声明よりも、あるいは立法そのものよりも、遙かに有力な影響を法的イデオロギーに与えることがあるのである。悪法がつみ重なると法条崇拜はくずれ去る、だが、その悪法が『裁判官の良心』を通るとき、特有なイデオロギー的影響を生む」372頁)と指摘している。なお蛇足を付せば、私は上記のように、本書『労働基本権論』第六・第七両章を紹介してきたが、同書前半の第一ないし第五章の論調との違いを感ぜられた。そこには、沼田の公共部門労働者のスト権回復への期待の表明を読み取ることができるように感じられた。

2 スト権奪還闘争とその挫折——『労働基本権裁判批判』(1974)と『人権と団結』(1974)第二章

全通中郵事件判決(前掲)から7年後、最高裁は全農林警職法事件(大法廷)(昭48・4・25刑集27巻4号547頁)で、従来の判断枠組みを再び変更するにいたった⁶⁰⁾。それは10・26判決以後の最高裁の動向に危機感を抱いた政権が最高裁裁判官の定年にもなう交代を利用するという実質的な政治的事情のなかで、実現されたものであった。このような最高裁の変化に対応するものとして、沼田には二冊の著作がある。一方の論文集『労働基本権裁判批判』は、全通中郵判決(前掲)後の60年代半ば以降、とくに同判決で示された判断枠組みをさらに推し進めた都教組判決(最大判昭44・4・2刑集23巻5号305頁)と全司法仙台安保六・四判決(最大判昭44・4・2刑集23巻5号685頁)に現(表)われた最高裁の限界を主に検討するものだ。これに対し、もう一方の『労働と

60) 同事件については、田中二郎ほか〔編〕前掲書第3巻「全農林警職法事件——公務員の労働基本権(二)」193-234頁(大野正男)を参照。同判決に関する判例評釈・研究については、最高裁事務局〔編〕前掲書「裁判年月日別索引」67-68頁にかかげられている。

人権』第二章に収録された三つの論稿は、全農林警職法事件判決に関する「判例変更」後の公制審（公務員制度審議会）の動きを追跡するものである。

(1) 『労働基本権裁判批判』（1974）

先にのべたように、最高裁が全通中郵事件（前掲）やそれに続く都教組事件（前掲）において、旧来の判例法理を変更し、下級裁判所により支持され、定着していたにもかかわらず、最高裁は全農林警職法事件（最大判昭48・4・25）で判例法理を変更して、旧に復するにいった⁶¹⁾。このような動向を前にして全農林事件（前掲）の翌年に沼田が発表したのが、『労働基本権裁判批判：最高裁における争議権理論の変転』（1974）であった⁶²⁾。同書は従来 of 著作と同じく、「序章」と「終章」をのぞき、既発表論稿をまとめたものであった⁶³⁾。

序章 労働基本権裁判の批判について←書下ろし

第一章 裁判と権利闘争←戒能通孝博士還暦記念『日本の裁判』（1968）

第二章 官公労働法のアポリア——「使用者としての政府」のイデオロギー性←労働法（学会誌）27号（1966）

第三章 最高裁における争議権論の対立←日本労働協会雑誌172号（1973）

61) その後、最高裁は全農林事件判決法理を踏襲する判断を岩手県教組事件（最大判昭51・5・21刑集30巻1178頁）および名古屋中郵事件（最大判昭52・5・4刑集31巻3号182頁）で示した。最高裁が全通〔東京〕中郵判決（前掲）判断を変更した後者を検討対象とする、近時の論稿として、早津裕貴「労働基本権の制限——名古屋中郵事件」沼田雅之ほか〔編〕『労働法における最高裁判例の再検討』（旬報社・2022）69-101頁がある。

62) 以下の論稿のうち、太字でしめしたものは、後年、沼田『著作集』第5巻官公労働法論（労働旬報社・1976）に収録された。

63) 収録論文の発表時期については、大きく全農林事件判決（前掲）の前後に大きく分かれる。その多くを占める同事件前のもは、裁判を通じて労働基本権の実質的な回復可能性すら期待した明るい論調のもとにあった。たとえば千代田丸事件（後掲）を主題として扱った第四章第一節は冒頭、沼田は「最高裁判所は、か of 全通中郵事件判決〔日付略〕以来、労働組合側から、その独立性と人権感覚について、信用されてきているように思われる」とのべている。これに対し全農林事件（前掲）の大法廷判決そのものを素材とする第三章と第六章には、沼田の落胆の気持ちが表われているように感じられた。

補論 労働基本権の性格とその制限の規範的根拠←季刊労働法88号(1973)

第四章 最高裁改良派の労働基本権思想批判

第一節 千代田丸事件判決と法的理性——最高裁第三小法廷昭43・12・24
判決←法律時報41巻2号(1969年2月)

第二節 四・二判決の明暗——最高裁大法廷昭44・4・2判決 都教組事
件および安保六・四事件

第一款 四・二判決の政治的意義←労働法律旬報702=3号(1969・5)

第二款 違憲の「明文」の合理的解釈←季刊労働法72号(1969夏)

第三節 政治ストと労働基本権——大阪地裁昭47・4・2判決 国労日韓
条約反対スト事件を契機に←法学セミナー199号(1972・7)

第五章 憲法裁判と労働運動——大法廷継続七訴訟闘争と憲法問題←現代と
思想9号(1972・9)

第六章 最高裁内保守派の労働基本権思想——最高裁大法廷昭48・4・25判
決 全農林警職法違反事件批判←法律時報45巻8号(1973・7)

終章 裁判と立法——違憲審査と立法作業とのかかわりについて←書下ろし
本書は「戦後の労働法に影響した法・裁判・政策などにおける法的イデオロ
ギーの推移を究明し、最高裁が画期的な全通中郵判決において労働基本権論を
展開して下級裁判所の人権訴訟に対してよき先例機能を営み始めたところ」
〔序文〕i頁)までを扱った『労働基本権論』(1969)以降の、裁判所、とくに
最高裁の法的イデオロギーの機能について検討している。すなわち「官公労
のスト権奪還闘争の焦点はILOの舞台から最高裁を頂点とする裁判所へと
移っていったのである」(同前所)。沼田は裁判批判を行なう意義について、つ
ぎのようにのべている。

「その事実がどうして起ったかということ、それがどのような条件の下
で『事件』……として提起されたか、それがどのような法理を根拠になさ
れたかという問題は同じではない。両者の間には政策的配慮はもとより、
力関係やイデオロギー状況が介在する距離が横たわっている」〔序章〕5
頁)。それゆえに「法理の法律学的批判とともに、法理に浸透している法
思想や法理的矛盾そのものを全体的にとらえるイデオロギー論的批判が必

要であり、それこそ今日の裁判への社会的関心を体制批判の契機たらしめるものでなければならぬ」(同前9頁)。

第三章は全通中郵事件(前掲)以後の下級審裁判例や国会の動向から「『射程距離』に入った官公労のスト権奪還の問題」(61頁)が最高裁大法廷の全農林警職法反対あおり行為事件ほか(国労久留米駅事件・全農林長崎事件)に関する四・二五判決により、全通中郵判決以来の判断が覆されるまでの法理展開の特徴を当時の最高裁内部の意見対立(沼田は74頁以下で「ハト派」「タカ派」と表記している)を「法理の問題というよりは、社会観の問題が両派の分岐点であった」(80頁)と総括している⁶⁴⁾。

第四章は、そのタイトルが示す裁判例として、千代田丸事件(最三小判昭43・12・24)、その4か月後に示された都教組および全司法安保六・四の両事件(最大判昭44・4・2)、そして上記の諸判決とは異なり、下級審判決である国労の日韓条約締結反対をかかげた政治ストに関する大阪地判昭47・4・2判決を取り扱っている。同章は本書のなかで、もっとも多くの紙幅を費やし(本書全体の三分の一強)、もっとも充実した内容を含むものとして、私は読んだ。ここでは、全通中郵事件(前掲)が設定した官公労働者の労働基本権保護の限界性が明らかになった経緯について論じられている。

第一節の千代田丸事件は、1956(昭和31)年2月下旬から3月上旬にかけて、当時、米軍の要請により韓国が一方向的に領有を宣言した李承晩ライン内の海底敷設ケーブルの故障修理を担当することになった電電公社(当時)の千代田丸乗組員が危険手当・外国旅費規程適用に関する組合(全電通)と公社本部との交渉が難航し、出航予定時刻が25時間遅れたことに対し、組合三役を公労法17条にいう「公社業務の正常な運営を阻害する行為をそそのかし、あおる行為」に該当するとしてなされた解雇の効力が争われた。「解雇するかどうか、その他どのような措置をするかは、職員のした違反行為の態様、程度に応じ、公社の合理的な裁量に委ねる趣旨と解するのが相当」であり、「憲法に精神に照し

64) 要するに、それが沼田のいう「イデオロギー批判」をすべき対象であったのではなかろうか。沼田の・全農林事件ほか二件に関する法的な理解は、同節「補論」(84-92頁)で簡潔な文章で表わされている。

職員の身分を保障している右公社法の趣旨にかんがみると、職員に対する不利益処分は必要な限度を超えない合理的な範囲にとどめなければならない」とした第三小法廷には、「大法廷の中郵事件判決によって明確にされた労働基本権の合憲的制限のための最小限度の要件等に関する法理を正しく発展的にうけついでいる」(110頁)と評価している⁶⁵⁾。第二節はその表題が表わすように、同日の大法廷判決であるが、結論は正反対となった、二つの事件をあつかっている。一方は、都教組の組合員らによる勤務評定反対闘争としての一日一斉休暇闘争実施について、地公法61条4号が禁じる争議行為(同法37条1項)のあおり行為等にあたるとして刑事責任が問われたことについて、原審判断を破棄して、無罪とした都教組事件である。もう一方は、1960(昭和35)年6月4日の安保条約反対「第17次全国統一行動」が日本各地で実施されたなかで、裁判所職員により結成された全司法労組仙台支部が仙台高裁玄関前で開催した抗議集会を、就業時間中の職場内集会=争議行為にあたるとして国公法110条1項17号違反としたものである。すなわち両事件ともに、地公法または国公法により禁止された争議行為そのものではなく、これをあおったことの罪が問われた。沼田はこの点について、以下のように捉えている(150頁)。

「憲法の精神にそくして合理的解釈をなすべきだとする最高裁(多数意見)が、安保六・四判決において労働基本権制限の『合理性』を捉えているのは、端的に言えば、経済主義的トレード・ユニオニズムの下での団結活動の範囲における制限の場合に限られるということである」。

すなわち都教組事件とは異なり、全司法事件の場合、安保反対という明らかな政治的主張を掲げたものであった。全通中郵事件は既述のように、(1)長期スト、(2)暴力行為をとともなうものと並んで、(3)政治ストを違法な団体行動として例示していた⁶⁶⁾。それゆえに、第三節では、政治ストに関わり、無罪判決を言い渡した下級審判決である国労日韓条約反対スト事件(大阪地判昭

65) 同稿の「むすび」(120-121頁)で、沼田は横田正俊——吾妻光俊の実兄——が定年退官し、替わって保守的な石田和外在最高裁長官となったことに触れている。それは簡単な言及ながら、その後の最高裁の対応の変化への不安を示していた。

66) 沼田は色川幸太郎裁判官の反対意見について、重視している。

47・4・2) をとりあげ、論評している。

第五章では、総評が権利闘争として「統一的に取り上げて運動を組織し」(196頁)、1972(昭和47)年当時最高裁に係属していた「大法廷継続七訴訟闘争」が紹介されている⁶⁷⁾。このうち、翌年12月に判決が言い渡された試用期間中の労働者の本採用拒否事件である三菱樹脂事件(昭48・12・12)をのぞけば、いずれも官公労働者の争議行為ないし組合活動に関わる刑事事件であった。それらは(1)全農林警職法事件、(2)全農林長崎事件、(3)岩手学力テスト事件、(4)旭川学テ事件、(5)国労久留米事件、(6)全通猿払事件の6件である。沼田はこれら上告事件の一審ないし二審判決を取り上げ、これらが「直接間接にスト禁止規定の圧力のもとでの組合活動の権利に関する問題が論じられている点で共通的であり、それゆえに〔全通〕中郵〔事件〕判決の〔処罰規定の限定解釈論の〕影響を二審判決には見いだしうる」(205頁)とする一方、ここでも中郵事件(前掲)の限界性⁶⁸⁾を指摘している。沼田が抱いた危惧は、第六章の全農林警職法事件における最高裁の基本権論判断の暗転によって、現実のものとなる。同稿は「プラグマティックな法益の把握および法の適用における目的論的視点」(225頁)による中郵判決と対比させながら論じている。沼田は中郵判決のいう「国民生活全体の利益」が「生活利益」か「国民全体」のいずれかにアクセントをおくかにより、「改良主義的にも、ファシズム的にも機能しうる規範的原理であった」ことを指摘し、これを覆した四・二五判決のいう「勤労者を含めた国民全体の共同利益」が実質的には「国益の観念」であり、「法的であるよりはむしろ政治的イデオロギーである」(238-239頁)と指摘している。

67) 同稿は、沼田・前掲『人権と団結』第一章第二節として収録された「七つの労働訴訟と裁判闘争の意義」〔初出〕現代法ジャーナル5号(1972)と内容的に重複するものである。

68) 先に掲げた本書の目次に示された原型稿の発表時期からも理解できるように、第一章は先に言及した『現代の権利闘争』(1966)に、また第二章は同じく前掲『労働基本権論』、第六章と、それぞれ記述内容が重複している。

(2) 『人権と団結』(1974) 第二章——公制審の動向をさぐる

一方『人権と団結』(労働旬報社)は、沼田の60歳(還暦)の誕生日(1974年5月25日)を発行日として刊行された(奥付)ものである。同書は後述する『人間の尊厳に値する生存』という、沼田自ら「理性と情熱とを統合して現在の主体的運動を領導する思想」(序文1頁)だとする発想が熟してきた1970年以降の論稿を収録したものである。その第二章は「スト権奪還への難路」との表題のもとに、三つの論稿が収録されている⁶⁹⁾。

第一節 スト権奪還への諸情勢←労働経済旬報883号(1973)

第二節 公制審の足跡と到達点←労働法律旬報842号(1973)

第三節 スト権奪還闘争とILO闘争←「スト権奪還闘争論——第二次ILO闘争の評価にふれて」同前848号(1974)

上記論稿のいずれも、全農林警職法事件判決(前掲)から、間もない時期に発表されたもので、これらの論稿は前掲『労働基本権裁判批判』第五・第六両章収録のものと同内容的に重複している(同前書の発行は1974〔昭和49〕年2月)。1970年代初め当時、労働組合(総評・公労協)側では、スト権奪還の実現が「射程距離内に入った」といわれていた⁷⁰⁾。それは、沼田自身の希望的観測でもあったのかもしれない(ただし本人は、否定している)。第一節は、表記にいう課題をとりあげている。ここでは、全農林事件判決を受けて、公共部門労働者の争議権回復は労働側に有利な司法判断を積み重ねるなかで、行政・立法両府に対し関連法規の法改正を積極的に働きかけることが挫折したことを意味した。それゆえに、第二節が公制審(公務員制度審議会)⁷¹⁾について言及しているのは、

69) これら三つの論稿は後年、沼田『著作集』第5巻官公労働法論(労働旬報社・1976)に収録された。

70) 沼田・前掲『人権と団結』105頁、113頁および116頁(第二章第一節)で、この言葉を引用している。それは1972年、ILO結社の自由委員会第132次報告、とくに第133次報告が示され、翌73(昭和48)年春闘に際し、政府・総評間で労働基本問題に関する「七項目合意」がなされた(4月28日)ことによるものであった(沼田・同前書138-140頁)。

71) ILO87号条約批准にともなう国内法整備の一環として1965(昭和40)年11月に設置されたが、結局は政府の時間稼ぎに利用されたにすぎなかった公務員制度審

『労働基本権裁判批判』と異なる特徴であろう。また明治維新以来、わが国では大きな社会制度改革が「外圧」などと呼ばれる外国勢力の影響やそれへの対応を契機とすることがしばしばみられた。しかし、そのようないわば他力本願的対応——たとえば第二次世界大戦後、戦前・戦時期には実現できなかった労働組合法の制定がなされたのは、GHQの占領下であった——も、自ずと限界があるということであったのかもしれない。これに関連する論稿が第三節である。同節では1971(昭和46)年秋、国鉄当局よる「生産性向上運動」に対する国労・動労がマル生反対闘争に対する大量処分を契機に、これをILO87号、同98号条約違反として結社の自由委員会に提訴したことに始まる第二次ILO闘争について、のべている。それはスト参加者に対する官公労当局による大量懲戒処分について、「行政罰からの解放」をILOの圧力により促進することを意図したものであった⁷²⁾。そのなかで沼田は1972年、当時のILO事務局長から“官公労の懲戒問題はジュネーブ〔ILO本部の所在地〕の問題ではなく、東京の〔日本政府と労働組合が自ら解決すべき〕問題である”⁷³⁾といわれたと引用する。沼田はこれを「当然のこと」とする。それは要するに、スト権奪還実現のための日本政府に対する圧力手段として、もはやILOは利用しえないことを意味した。つまり、それは第二次ILO闘争の限界をしめすものであった。同年4月25日、最高裁大法廷は全農林警職法他二判決で、わずか1票差であれ、多数意見は全通中郵判決以来6年半のあいだ下級審のなかでも定着しつつあった法理を覆した。沼田は組合側がスト権奪還闘争の射程距離にとらえたと考えたのは「楽観的にすぎた」⁷⁴⁾と評している。

(3) 1975年11月・スト権スト——スト権奪還闘争の挫折

沼田の先の二著が刊行されてから約1年半後の1975(昭和50)年11月26日、

議会の計8年間の活動については、坂本重雄『官公労働基本権の法構造：官・民労働の同一化と労使関係法』(労働旬報社・1977)155-224頁を参照。

72) 沼田・同前書137頁。

73) 同前書118頁。

74) 同前書145頁。

公労協（公共企業体等労働組合協議会）加盟9単産（国労・動労・全電通・全通・全専売・全林野・全印刷・全造幣・アルコール専売）の各労働組合は、当時の三木武夫内閣（自民党）に対し三公社五現業に勤務する労働者のストライキ権回復のための立法要求を掲げて、全国規模のストライキに突入した。それは官公労働組合が1950年代末以来、長年にわたる労働基本権回復のための闘争の総仕上げとして位置づけられたものであった⁷⁵⁾。その背景には、①1965（昭和40）年5月のILO87号条約批准と公労法から4条3項（逆締付規定）の削除、②長年の赤字体質打開を企図した当局の生産性向上運動（「マル生運動」）に対する、スト権奪還闘争の中核を担った国労（国鉄労組）と動労（動力車労組）による「マル生粉砕闘争」の勝利、③先に言及した最高裁10・26判決や4・2判決と、これらに積極的に対応した下級裁判例の傾向、さらには④1973（昭和48）年春闘以降の「国民春闘」路線のなかで関係法規により禁止されていたにもかかわらず、現実には、当然のごとくにストライキが実施されたことに示された、官公労働者の権利意識の向上などの諸事情を積極的に評価し、自らの力により権利回復が可能であると考えたのであろう。スト権スト開始当日、政府がスト権問題を審議するために設置していた公共企業体等関係閣僚協議会に、同専門委員懇談会からの意見書が提出された。その内容は、ストライキ権は団体交渉を補完するものであり、公企業体労働者にスト権を付与するには、その前提として各事業体に当事者能力を与えるための経営形態の変更が必要であるとすものであった。政府はそれを受けて、スト突入から6日目の12月1日、専門懇の意見を尊重し、民主主義国家の根幹を脅かす違法ストの圧力には屈しないとの「政府の基本方針」を決定した。このような経緯をへて公労協は、12月3日ストライキを中止した。国鉄がほぼ全国・全線でストップする8日間・192時間に及んだ政治ストは、見るべき成果を獲得することなく終わることとなった⁷⁶⁾。それは民間部門における三池争議の敗北に相応するものであったと

75) 角田邦重「昭和五〇年一一月二六日——労働法／スト権スト」ジュリスト900号『法律事件百選』（1988）240頁。

76) 公労協が政府からスト権付与の言質をとることができなかった背景には、総評や民間労組からの実質的な支援・支持を受けることができなかったり、政府・自

される。その後、三公社五現業のスト権問題は1980年代「行政改革」の一環としての民営化によって終わった⁷⁷⁾。

五 1970年代初めの現状認識と軌道修正の試み——『団結権思想の研究』(1972) 第三章、『人権と団結』(1974) 第一章、そして『労働運動の権利』(1972)

ここで時計の針を2、3年ほど巻き戻す。沼田は1972(昭和47)年4月、日本学術会議会員に選出され、翌5月には公立大学協会会長に就任した(58歳)。旧制中学の教師解職反対のためのストライキ(同盟休校)のリーダーの一人に本人の意思を確認することなく指名されて以来、沼田は時どきの社会関係のなかで指導者の役割をはたすこと(軍隊〔陸軍士官〕時代の新兵教育担当や夕刊京都紙時代の労組委員長そして都立大学々部長や総長職への就任)を求められてきた。この場合も、そうであったのであろうか。複数の公職に就いた多忙のなか、沼田は従前と同じく、旺盛な執筆活動を行なっていた。すなわち沼田は先に言及した『労働基本権論』(1969)と『労働基本権裁判批判』(1974)のあいだに、つぎに引用する著書を世に問い、そのなかで、従来の主張を修正す

民党内の派閥対立などの政治的事情など、様々な要因があったのであろう。そのような側面については、熊沢誠「スト権スト・一九七五年日本」清水慎三〔編〕『戦後労働組合運動史論：企業社会超克の視座』(日本評論社・1982)483-526頁および高木郁朗「公労協『スト権奪還スト』(一九七五年)——政治ストの論議と結末」労働争議史研究会〔編〕『日本の労働争議(1945~80年)』(東京大学出版会・1991)345-381頁において言及されている。また当事者自身のよる著作として、公共企業体等労働組合協議会〔編〕『公労協スト権奪還闘争史』(イワキ出版・1978)がある。

77) 蓼沼謙一『戦後労働法学の思い出』(労働開発研究会・2010)310頁は後年、そのような「最終決着をみる可能性を、スト権スト当時予測しえた労働法研究者はいなかった」と述懐していた。なお早川純貴『「公労協」労働運動の終焉——労働組合をめぐる政治過程』(御茶の水書房・2022)は、わが国では1970年代以降、とくに80年代以降の新自由主義的な政治・社会プロセスが進行するなかで、総評・公労協を構成した官公労組そして、その支持政党であった社会党の衰亡が進んでいった過程を明らかにしている(スト権ストについては、第二章「スト権問題と政治過程」80-130頁でとりあげられている)。

べき議論を行なっていることに注目したい。

それらは沼田が1970年代初めに相次いで刊行した3冊、すなわち『団結権思想の研究』(1972)第三章(書下ろし)、『労働運動の権利』(同年)および『人権と団結』(1974)第一章として収録された論稿群のなかに表われている。これらの記述は、従来の沼田の主張とくらべ、その論調も、内容も異なるものとなっているように思われる。共通するのは、自らの団結権論の揺らぎと、その軌道修正による立て直しを試みていることである(このような試行をへて、後述する、1979(昭和54)年発表した「労働法の基礎理論」と翌年末に刊行した『労働法入門』で、その方向転換が鮮明にされる)。

1 団結権論の軌道修正——『団結権思想の研究』(1972)第三章と『人権と団結』(1974)第一章第一節

『団結権思想の研究』は、(1972(昭和47)年4月に刊行された⁷⁸⁾。ただし前稿(拙稿「唯物史観労働法学の展開」獨協法学121号)で記したように、全10本の収録論稿中、過半数を占める7本が1950年代から60年代初頭にかけて発表されたものであった⁷⁹⁾。これらに対し第三章「団結イデオロギーと労働法学——変動期における団結と団結権についての断想」は同書刊行に際し、書き下ろされたものであった。その前段——第一節「団結権のイデオロギー的性格——戦後における団結(権)思想の機能——」は表題からも推測できるように、3年ほど前に公刊された『労働基本権論』と内容的に重なるものであった。す

78) 同書については、秋田成就「書評／団結思想と生存権理念の統合〔書名略〕」季刊労働法85号(1972)152-156頁が紹介している。

79) それらについては、拙稿・前掲「唯物史観労働法学の展開」358(48)-352(55)頁で言及した。田端博邦「戦後歴史過程と労働法学」(上)労働法律旬報1367号(1995)13頁は、同書第一章「団結権の性格と主体」第一節として収録された「団結権思想の検討」法律時報40巻8号(1968)について、現実の労資関係のあり様が労使関係法研究会『報告書』(1967)のなぞった方向に定着するなかで、沼田が自らの団結権論をいかに延命させるべきかを模索している点で、「戦後労働法学の理論的な転換を画す画期的な論文だった」と評価している。しかし原型稿の発表時期を考慮すれば、当時沼田の問題意識はそのような表記をするほどまでに、いまだ切迫してはいなかったのではなかろうか。

なわち沼田は戦後労働運動が企業別組合による脆弱性や、また一部に労使協調的傾向があっても、また1949(昭和24)年の現行法への改正がなされても、「全体的にみて戦後の労働運動の主流として、戦闘的、階級的トレード・ユニオンズム」の基本となっていた有力要因は「団結(権)イデオロギー」であった(283頁)とする⁸⁰⁾。これに対し第二節「『団結』イデオロギーの変化について」および第三節「『団結(権)思想の発展方向』」は、1970年代当初の時点で、自らの従来の主張に関する動揺と惑いを表明し、沼田がなんとか新たな議論の方向性を示さんと努めようとしていると、私は理解した⁸¹⁾。具体的には沼田は第二節冒頭で、つぎのようにのべていた(300頁)。

日本の高度経済成長期に重なる60年代後半「いわゆる中産階級ムードとか昭和元禄のムードは、貧困からの解放をめざす伝統的な生存権意識を希薄化し、生存権意識と階級意識との結びつきをゆるめる意味をもっていた。……いわゆるマイ・ホーム主義が組合員仲間としての同調の意識にとってかわるとか、脱革新、脱政党が語られる。現状批判のない現状否定的意識が後退し、したがって、かかる意識と結びついて貧困との闘いのイデオロギーとなっていた生存権と、生存権の現実の主体としてすぐれて階級的な闘争団体である団結(権)のイメージが変容しつつあるように思われる」。

このような労働者意識の変化を反映した法的な問題としては、組合統制権がとりあげられていた⁸²⁾。第三節「団結(権)の思想の発展方向」では、労働組

80) 沼田・前掲『団結権思想の研究』284-287頁は、そのような団結権イデオロギーが機能し得たこと背景には、とくに敗戦直後の極貧状況と「戦争被害者」集団としての連帯意識が自らの生存権的な要求を実現するにふさわしいと受け止められていたことがあったのではないかと主張する。ただし沼田は「労働組合」=「戦争被害者集団」論を、敗戦直後のいわば特殊事情として限定的に解せず、後述するように、それ以降も批判的に検討することなく、団結権イデオロギーの基礎をなすものとして肯定的に理解していたように思われる。

81) 秋田・前掲書評155頁も「七〇年代における団結思想の変化という最も切実な問題がとりあげられており、沼田教授の最も最近の考え方をうかがえるという意味でも興味深い」としている。

82) 組合の統制権をめぐる議論については、前田政宏「組合内部統制の法理」労働法文献研究会『文献研究労働法学』(総合労働研究所・1978)122-137頁および島

合がたとえば公害問題などに対し、住民・市民運動とのかかわりのあり方や組合員の個人としての関与に言及する一方、企業内の団交や協議を中心とした労働法法理については、「その一応の合理性にもかかわらず、歴史的意義をもつ日本国憲法をふまえた全体的法秩序のなかで労働法をとらえるものとはいえない」(320-321頁)と批判的に言及している。そして沼田は敗戦時から1950年代にかけて、団結(権)イデオロギーは「階級的自覚から発する権威ある価値意識」として、労働者集団の帰属意識と資本・権力への抗議意識を醸成していたのに対し、60年代以降、とくに70年代には、「労働者仲間の自由を具体的・実践的に」定着させるなかで、労働組合自らの「現実的基盤」を形成する必要があるとして、つぎのようにのべている(324-325頁・傍点は原文)。

「労働組合の団結(権)の側面で強調せられたこのイデオロギーは、いまやむしろ労働者の団結(権)、あるいは組合員の団結(権)の側面で強調されねばならぬ。それによって団結(権)が解体するのではなく、かえって組合の団結(権)の本義が明らかになるであろう。生き生きとした組合員の自由こそ、労働者のモラルを明らかにし、その下での組合民主性や組合の自主的立場、すなわち団結(権)イデオロギーに不可分の原理を組合の団結(権)において自覚せしめるものといわねばならない」。

このような文章の主語はいったいどれであろうか。それは明示されていないが、いうまでもなく沼田自身であり、上記引用分は沼田の切実なまでの願望の表明であるように読むことができよう。

そして『人権と団結』第一章第一節として収録されたのは、『団結権思想の研究』の出版時期とほぼ時を同じくした1972(昭和47)年の労旬誌807号(4月下旬号)に掲載された「戦闘的組合運動への提言」という直截的な表題タイトルのものであった⁸³⁾。そこでの沼田の課題意識は、つぎのようなものであった(52頁)。

「組合が技術革新・合理化に十分に対応しきれないから、職場のなかで労

田陽一「統制権論」榎井常喜〔編〕『戦後労働法学説史』(労働旬報社・1996)144-211頁を参照。

83) 同書収録に際し使用された表題は、労旬誌掲載の際には副題であり、当初の主題は「権利闘争の思想と実践」というものであった。

働者をつかみきれず、ますます労働者の職場における疎外感というもの、また組合からの遠心的な意識というものを形成していった」。／この労働者意識の変動は、一つには脱革新とか組合への無関心、マイホーム主義などといわれる傾向であって、これは、職場におけるオートメーション化・合理化の発展、それに対する組合の組織活動の不十分さなどに起因している」。

高度経済成長期の真っ只中、「オートメーション」という言葉に象徴されるような企業内の技術革新・合理化が進行する一方で、国民所得が上昇し、消費行動も変化し、そして労働者のなかでしだいに中流意識——ただし当時、それは「中産階級化」ではなく、「人並み意識」であったと指摘されていた⁸⁴⁾——が醸成されていった。そうしたなか、労働者の組合離れや、「組合幹部自身が社会主義的意識から離脱する傾向が生まれる」(53頁)事態が明らかになっていった。それゆえに沼田は、その危機意識をつぎのように表明している(55頁・傍点は原文)。

「職場においても労働者の市民生活においても変化があり、それが労働者の意識に反映し、従来は自明のことと受けとられていたモラルや考え方が変わってきている。この変化をつかみながら、しかも本質的には変わらない階級的連帯の必然性を洞察して、創意ある運動を展開しなければ、現段階における組合の使命を実現することはできない」。

沼田は具体的な労働組合が取り組むべき具体的な課題として、(1)「現下の経済・政治闘争の重点」として①労働条件の改善、②公害闘争、③政治的活動の三つをあげ、つぎに(2)裁判闘争と大衆闘争——先に言及した、最高裁に係属していた七つの人権裁判(大法廷)を念頭においた——、そして(3)立法闘争として、公務員制度審議会へ労働組合の意図を反映させることをあげて、組合や組合幹部を鼓舞している。なおその前に、沼田は「労働基本権の確立充実のためのたたかいにおいてイニシアティブをとるために、第一に強調すべきは、権利主体の形成である」(62頁)として、つぎのような議論をしている。

84) 岸本重陳『「中流」の幻想』(講談社・1978)参照。

すなわち、そこで生存権（憲法25条）の規範的意義を憲法13条にいう「個人の尊重」を「人間の尊厳」と読み替えて、両者を結び付けている。このような思考が70年代末には、後述するように、より深められていく。その際にも「大量殺人をやったのけたファシズムとたたかい抜いて、第二次大戦後の新しい決意で各国は民主主義と平和主義をうたった」（65頁）とのイデオロギー的理解が強調されている。はたして、それに「真実」はあったのであろうか。正直言って、その素朴な理解に驚かされる（否、筆者とは異なり、賢明かつ戦略的思考に長けた沼田は労働組合ないし労働者に対する啓蒙のために、あえてそのような、ある種分かりやすい表現をしたのかもしれない⁸⁵⁾。第二次世界大戦が終結した翌年の3月には、早くもチャーチル Winston Churchill(1874~1965・1940年5月から45年7月までイギリス首相として在任)はアメリカを訪問した際、ミズーリ州フルトンで「バルト海のシュチェティン〔ドイツとの国境近くのポーランド北西部〕からアドリア海のトリエステ〔スロベニア国境近くのイタリア北東部の都市〕まで、ヨーロッパ大陸に鉄のカーテンが降ろされた」と演説し、ソ連の主導権のもとで東ヨーロッパの社会主義化が進行しているとして批判した。第二次世界大戦中、実質的な機能を果たさなかった日独伊の枢軸国の三国同盟(1940年)とは反対に、米英ソの「大同盟」、とくに米英両国によるドイツ軍の侵攻に耐えたソ連への武器援助とその後の第二次世界大戦の勝利(終結)が実現した。それは『民主主義と平和主義』ではなく、“敵の敵は味方”というリアルな政治力学のうえに成り立っていたことを端的に示しているのではなからうか⁸⁶⁾。

85) 1929年以降の世界的な恐慌と、各国の異なる対応から第二次世界大戦の終結にいたる「時代」をいかに捉えるのかという課題について、今日、多元的かつ詳細な議論の深化が見られる。それは、同じ時代を扱う岩波講座『世界歴史』（岩波書店）の旧29巻（1971）と新24巻『解放の光と影：1930年代—40年代』（1998）の両巻を読み比べるだけでも理解できよう。

86) 詳しくは、本書刊行の前年に出版された同前『世界歴史』29巻・現代6／第二次世界大戦267頁以下収録の山上正太郎「第二次世界大戦の連合国／『大同盟の諸問題』」および同前書415頁収録の斉藤孝「第二次世界大戦の終結と戦後の世界」を参照。

2 労働者個人に着目した団結権論——『労働運動の権利』(1972)

上掲の二つの著書(収録論稿)のなかで展開された議論を、より体系的に著わしているのが、1972(昭和47)年の晩秋(11月25日〔奥付])に出版された、書き下ろし著作である『労働運動の権利』(法律文化社)であった⁸⁷⁾。同書は、構成は以下のようになっている(節以下の表記を省略)。

序章 激流のなかの労働運動

第一編 戦後労働運動と労働者権の推移

第一章 戦後の労働運動と労働者権の起点について

第二章 解放的原点からの背離

第三章 1960年代以降における労働運動と権利闘争

第二編 労働運動の権利の理論——法と運動と権利意識

第四章 労働運動と自由人権思想

第五章 日本国憲法における人権規定の性格

第六章 労働運動と自由権的基本権

第七章 労働運動と生存権的基本権

第三編 労働運動と労働法制

第八章 政策立法としての労働法制

第九章 団結する権利と団結の自治

第一〇章 団体交渉権

第一一章 争議権の保障と規制

第一二章 協約法制と協約闘争

終章 運動主体の構築と人間の尊厳

同書は四六判の本文283頁の手軽な版型の著書である。しかし内容的には、高度かつ濃密なものであった(主観的感想であるが、私にとっては本稿の検討対象期間中に刊行された沼田の著書群のなかで、もっとも読み応えのあるもの

87) 同書は、沼田が1971(昭和46)年に執筆し、「半年あまり^{きょうてい}篋底にあって」翌年7月に「書きあげた」(序文1-2頁)ものであった。

であった)。本書の内容については、横井芳弘(1924～2007)による「書評〔書名略〕」法律時報46巻7号(1974)114-115頁⁸⁸⁾が的確に紹介している。横井は本書を『運動のなかの労働法』(1962)と並んで、沼田の「考え方の全貌を……比較的容易に理解できるもの」とする。現行労働組合法制の概要を示す第三編をのぞいて、注目すべきは第一、第二両編であろう。前者は敗戦直後から70年代初めにかけての労働運動と、その時どきの労働法上の課題を表わしている。横井は「やつぎばやに……労作をものされた沼田教授の、その折々の問題意識なりライト・モチーフの推移を示すものとしても、はなはだ興味深い」とのべている。そのなかでも、とくに関心をひくのは、第三章「1960年代以降における労働運動と権利闘争」である。ここでは、沼田が60年代の労働運動の推移をどのように総括しているのかがわかる。1960(昭和35)年5月ないし6月は日本全土にわたる、多くの国民を巻き込んだ日米安保条約改定反対闘争と石炭から石油へのエネルギー政策転換のなか、石炭産業の合理化をめぐる三井三池炭鉱(福岡県大牟田市・熊本県荒尾市)の争議がほぼ時を同じくして頂点に達した。いずれの闘争も、労働運動が目指したものは実現せずに終わった。沼田は次のように、総括している(59頁)。まず三池争議⁸⁹⁾について、紹介する。

「この大争議は争議団の敗北をもって終り、石炭合理化が嵐のように進んでいった。……この争議によって、一般に労働組合は、わが国の戦闘的組合主義についてその限界を意識せしめられたことは否定し得ないであろう。……国家独占資本の必然的な経済の動向はほとんど抗しえないものという印象を組合員わけても指導部に与えた。ビジネス・ユニオンズムを押

88) 同「書評」は、横井『著作選集』第1巻(信山社・2021)329-334頁に収録されている。以下、引用は同書による。

89) 三池争議については、清水慎三「三井三池争議」藤田若雄・塩田庄兵衛〔編〕『戦後日本の労働争議』再版(御茶の水書房・1977)479-584頁、同「三池争議小論——八〇年代からの再論」清水〔編〕前掲書447-481頁と平井陽一『三池争議——戦後労働運動の分水嶺』(ミネルヴァ書房・2000)が今日の基本文献といってよからう。また同争議が提起した労働法上の課題については、横井芳弘「三井三池争議」ジュリスト900号『法律事件百選』(1988)118-119頁の簡にして要を得た記述がある。

し上げる状況が出たといえよう」。

また「戦後最大の社会運動」であった安保（日米安全保障条約改定）反対闘争⁹⁰⁾は、以下の通りである（61頁）。

「総評傘下の組合にしてなお国民の要求、主張のために身を挺するものではなく、所詮、賃上げ等の組合員の利益が問題なのだ、ということがこの闘争において如実にしめされたようでもある。……安保闘争は組合エゴイズムへの懐疑をある程度顕在化した。さらに国民的抗議運動にもかかわらず安保条約改定が強行せられたとき、組合員や幹部のなかに、組合の“本来”の任務を経済闘争に局限しようとする考え方が強まったのもさげがたい」。

さらに公共部門労働者のスト権回復をめぐり50年代半ばから60年代半ばにかけて、8年ほど継続したILO闘争の場合は、つぎのようにのべている（71-72頁）。

「ILO闘争は、国内における権利闘争として意識されていたものと、ILO舞台におけるILOの労働基本権思想を活用し、西欧的トレード・ユニオニズムの路線ですすめられたものとの二局面をもっていた。……資本主義体制に対する労働者階級という側面は後退して、労・使という自主的立場に立った社会集団間のなかで団結と団結権をととらえ、団交・話し合いによる相互理解の可能性を見出すことに組合の関心が徐々に高まってゆく」。

これら60年代の初めの日本の労働運動の時代を画する三つの出来事を通じて垣間見えたのは、政治的な課題よりも賃上げを典型とする労働条件・待遇如何が労働者・労働組合の関心事であり、沼田が期待する社会主義運動への志向どころか、政治的な課題への関心など、なきに等しいという民間部門の労働組合

90) 猿谷弘江『六〇年安保闘争と知識人・学生・労働者：社会運動の歴史社会学』（新曜社・2021）81頁は、それが占領期の改革をへて発展していった日本の社会運動の「延長線上、そしてその頂点にあった」とのべている。労働運動としての安保反対闘争については、大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後Ⅱ（筑摩書房・1973）347頁を参照。また、なお猿谷・同前書のほかに、大井浩一『六〇年安保：メディアにあらわれたイメージ闘争』（勁草書房・2010）が60年安保闘争を主題とする最近の作品であろう。

運動のあり様であった。換言すれば、そのような事実は、沼田の労働法解釈のあり方それ自体の変更を迫るものでもあった。すなわち沼田は法解釈のあり方を「法形成的実践」としてとらえていた。それは現にある法を前提とした観照的態度ではなく、法適用と解釈とは、自ら積極的な働きかけや関与をするものであった。沼田は、その正しさ——沼田はしばしば「真理性」と表現した——がマルクス主義という歴史の発展法則という長尺的な観点から判断されるべきものと理解していた⁹¹⁾。ところが沼田が働きかけるべき対象である労働運動や

91) 沼田にとって、法解釈学の方法をいかに構築するかは、戦前来の課題であった。戦後、このような課題については、『労働法論序説』（勁草書房・1950）第四章で扱われていた。その基調は、学生時代に田井俊一との筆名で発表した「法解釈の真理性——解釈法学序説」学生評論1号、2号（1936）／長谷川正安・藤田勇〔共編〕『文献研究マルクス主義法学（戦前）』（日本評論社・1972）378-397頁収録以来、変わることはなかった（拙稿「沼田稲次郎の青春」獨協法学113号〔2020〕28〔451〕頁以下、とくに33〔446〕頁以下を参照）。戦後沼田はさらに「労働法における法解釈の問題」季刊法律学20号（1956）／長谷川正安〔編〕法学文献選集1『法学の方法』（学陽書房・1973）／沼田『著作集』第2巻（労働旬報社・1976）313頁以下に収録（以下、引用は最後者による）で論じている。

沼田は問う。労働法は相対立する社会集団に属する階級的人間の社会に妥当する法であり、「労働法は政策目的によって定立せられるブルジョア法である」（323頁）。そこでは「法律家の主観的意図の如何を問わず、彼の法解釈によって労働法が妥当するかぎり、その経済的社会的な効果は階級的なるを免れ得ない」（同前所）。にもかかわらず、労働法の解釈学が客観性を有し、さらに一つの解釈が客観的に正しい解釈であり、他のそれが誤りであると判定することは可能であろうか（327頁）。

このように自ら応答すべき課題を提起し、沼田は法解釈の「客観性」「科学性」「真理性」が「根底において不可分の問題」であるとしながらも、同稿では、それぞれを別個のものとして論じる（330頁）。

まず実定法の解釈とは、「それが如何なる価値体系を担って妥当しているかを認識すること」だとする（331頁）。それは、いかに可能なのか。沼田はいう（332頁・下線は引用者）。

「私は、歴史的なものの客観的真理は認識者それ自体をも含む歴史的主体の実践を媒介として貫徹する必然性にほかならないと考えるのであり、認識者はその歴史主体……の社会的実践のうちで実践的に真理を認識するものだと思っている。そして歴史的主体の社会的実践が法の妥当する社会における運動であると共に、法の妥当する社会自体の運動……でもあるとすれば、法も(し

たがって法の規範的側面も) 実践的に認識せられざるを得ない。だとすれば、法律家の社会的生活そのものに規定せられた彼の世界観＝価値観が実践的関心を、したがって認識を規定するのは当然である」。

このように沼田は、能動的・形成的な意味を含む「実践」性を強調し、その社会的生活に規定された価値観が認識の実践的に形成されるイデオロギー(価値体系)として、社会のなかに客観的に存在するがゆえに、「個人をこえた社会的意識形態としての客観性をもちうる」(333頁)としている。ただし沼田とは異なり、凡庸な私には、上記のような議論は結局、堂々巡りのように思われ、その意味をとらえることができないでいる。つぎに「法解釈の科学性」については、沼田は「一定の価値観をとれば具体的な価値判断に至る筋道＝価値法則……は客観的に……成り立つか」(334頁)という問題であるとし、この点について法解釈が「解釈者の恣意をはなれ、客観的で、かつ「場当りのな理屈ではなく、論理的に体系づけられた知識」であることから、「一応は科学性」があるとする(このような「科学」観は、戸坂潤の科学論(観)に依拠するものであろう〔同『イデオロギーとロジック：戸坂潤イデオロギー論集成』〈書肆心水・2007〉収録の各論稿を参照)。また法解釈学の客観性や科学性の論議には、相対主義が親しいと指摘している(335頁)。

では現実^マに即した法の規範的意味内容をとらえる＝認識することが「真理(客観的に正しいもの)かどうか、はいかにして証明せられるのか」(336頁)。この点について、沼田はつぎのようにのべている(336-337頁)。

「法解釈を規定する……法価値観と価値体系の真理性の問題はその基礎となる歴史的社会的現実の認識の真理性の問題と不可分のものであることはいうまでもない。しかし、歴史的現実の必然性を認識し、すぐれて歴史的主体たりうるのはプロレタリア階級であり、資本主義の崩壊と革命の成就とは必然的なことであると認識していたからといって……必ずしもその人がプロレタリア革命の価値を肯認しているとは限らない〔。〕……しかしそれにも拘らず、歴史的必然性を正しく洞察し、その必然的な方向を主体的に打出してゆく優越的な歴史的主体の歴史的前進に最高の価値を見出し(それは歴史的主体のもつ価値観そのものである)、一定の段階における歴史主体の実践的関心に即して価値体系を展開してゆくことが、正しい価値観による正しい価値体系を樹立する所以であることは客観的に明らかだだろうと思う。けだしかかる価値観なり価値体系なりは、歴史的社會において必然的に実現せられる支配的価値体系にまで媒介せられるものだからである。歴史的進歩の方向という“大梯尺の尺度”も、価値体系を問題とする限り…、なくてはならない梯尺である」。

要するに、結局は法解釈の「真理性」とは、唯物史観を基礎とするかどうかにより自ずと決まるということなのであろうか。社会が歴史的に資本主義から社会主義をへて共産主義へと発展すると解するかどうかの問題といえよう。ただし、これは一種の信条告白ではないか。その後の現実の歴史的な展開は、沼田の「予測」

労働者の意識は、沼田の法解釈のあるべき姿とは正反対のものとなっていた。それゆえに沼田は「労働者権をめぐる現下の問題状況」(72頁)として、つぎのように評していた(73頁)。

「今や労働者は、したがって組合員もそうだが、企業にも組合にも帰属意識を失い、いわゆる二重離脱の意識状況に傾きつつあるようであり、また、個人主義的主体性の意識をいだきつつある。……/また、組合幹部層を含めて組合員が、社会主義への情熱を失い、現状肯定的ないし現状改良的——福祉国家への志向を含む——な意識状況に陥りつつある〔。〕……これが、いわゆる組合の右傾化を生む一つの要素である。/また社会一般が、自己の生活を『中』程度と意識する傾向があり、いわゆる中流ムードを生み出し、労働力人口の六〇%以上を占めてきている労働者の意識をも規定している。ということは、社会観における同質的発想を促す情況であり……、階級闘争という異質的発想が衰退することを示唆するものにほかならない。かかる意識状況は戦闘的労働運動についていうなれば危機である」。このような現状認識は『団結権思想の研究』第三章でも、言及されていた。労働者の自由は労働組合による団結活動を通じて実現する、とのかつての主張を踏襲するのではなく、組合員の意識変化や個人主義的な・拘束を嫌う志向を、沼田は労働運動の発展可能性について、憲法上の基本的人権規定を読み直すことにより克服しようとした。それは、本書の第二編第六章「労働運動と自由権的基本権」で論じられている(135-183頁参照)⁹²⁾。すなわち労働運動は賃上げや解雇反対だけでなく、公害闘争も安保反対運動も担う。それらの活動は思想・信条の自由(憲法20条)、表現の自由(同21条)にも関わるものである⁹³⁾。

とは異なるものであったことを示している。そのような事実を前提としたとき、はたして沼田の法解釈の「真理性」=正しい解釈のあり方をめぐる議論は、成り立ち得るのかと思わざるをない(拙稿「巻頭言・労働法『解釈の真理性』または『正しい法解釈』とは何か」労働法律旬報2004号〔2022〕4-5頁参照)。

92) 横井・前掲「書評」115頁は本書173頁以下の政治ストに関する記述、とくに178-183頁の純粹政治スト、とりわけその民事責任を論じた部分は「注目すべき」であるとしている。

93) このように労働運動の具体的な行動を広く捉えて、「権利闘争」とする発想そ

横井によれば、沼田は「生存権こそ自由権の現実態たる意味をもつ」とすることにより、生存権理念の実現をはかる闘争が同時に自由権主体に現実的自由を保障するもの」だと理解している。ついで第七章「労働運動と生存権的基本権」は同人の言葉を借りれば、「本書の核心的部分を形づく」っている。沼田は冒頭、第二次世界大戦後、決意を新たに格調高い理想をかかげた国際連合（国連）United Nationsの創設（1945年10月）、「労働は商品ではない」などとの基本原則を明らかにしたフィラデルフィア宣言（1944年5月10日）を憲章の附属文書に組み入れたILO（1946年）、そして憲章・前文で「人の心の中に平和のとりでを築く」と謳ったユネスコUNESCO(国連教育科学文化機構United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)をあげて、「これらの機構の憲章に躍動している『国際平和と人類の共通の福祉という目的』……その基調として再確認された『人間の尊厳』の理念は、『恐るべき大戦争』⁹⁴⁾の苦悩から得た人類の教訓でもある」（185頁）とのべている。ここにはもはや、1960年代中頭まで、その著書・論稿のなかに頻繁に表われた労資間の階級対立や階級闘争への言及や、労働組合に対し権利闘争を鼓舞する文言は見られない。そのうえで沼田は「自由権と生存権」との関係について、両者が異なる規範的意味を有し、後者は前者に対する「『自由権の批判原理としての優越性をもつ』（187頁）としながらも、つぎのように続けている（同前所・傍点は原文）。

生存権は「自由権を不可欠のファクターとして含むのであり、ファクターとするかぎりでは否定している権利である。しかし否定される自由権は、かえって生存権において自己の抽象性を自覚することによって具体的な自由に発展する。生存権こそ自由権の現実態たる意味をもつことになる。自由権の主体は生存権の主体たることによって現実的に自由になる。人間の尊厳が自覚されるのは、このような主体＝人間についてでなければならない」。

沼田は上記のような二つの権利の関係把握を「理念としての自由権とは一応は独自の、しかし自由権の理念と相互规定的に結びつく生存権の理念が、日本

れ自体は、留学からの帰国後に発表された『現代の権利闘争』以来のものであろう。

94) これもユネスコの憲章・前文のなかに表われる文言である。

国憲法の理念となっている」(188頁)と説明している。横井は本書の「特色」の一つとして、本書が「『人間の尊厳』もしくは『人間の尊厳に値する生存』の理念が、『自由と生存権の根底にある至高の価値』として把握され」ていることをあげ、そのような観点から労働運動の権利が再検討されているとのべている。それは、このような把握のことをさしているのであろうか⁹⁵⁾。つぎに沼田は、二つの権利が「人間の尊厳ないし、それに値する生存 (Existence worthy of human dignity) の理念において不可分に結びつく理念であり、それ自体に価値があるものである」(189頁・傍点は原文)ことを強調し、「だから、基本権の相互間に目的と手段の関係をつけて理解するのは、機能の面のみをみて、基本権の規範的意義を看過する考え方だ」と批判している。これは全通中郵事件(前掲)や都教組事件(前掲)で示された労働基本権理解に見られた最高裁への批判=限界性の指摘を含意するのかもしれない。しかし労働基本権を始めとする基本的人権を「手段」として理解することが、それにより実現されるべき「方法」が見いだせるのであれば制限することも適法であるとの理解に論理必然的に結びつくものではなからう。この点については、その研究生生活の生涯にわたって沼田理論への共感を表わしていた横井が、沼田とは異なる理解を示している。

「手段性という点からいえば、労働基本権にかぎらずすべての基本的人権は、なんらかの目的に仕える手段としての性格をもつ……基本的人権を一定の社会関係の中においてしか生存しえない人間の権利として理解するかぎり、その手段性を否定すること自体、およそナンセンスなこと」である。／「問題は、たとい基本的人権にこうした手段性が本来内在するとしても、この手段性がただちに当該基本的人権の制約の論理として転化しないところにある」と理解すべきなのではないか⁹⁶⁾。

95) 横井は、このような沼田の従来からの主張からの変容を肯定しているのか、あるいは消極的に理解しているのかどうかは、明らかではない。

96) 横井芳弘「『労働と人権』考察の視角——労働法の立場から」法学セミナー増刊『労働と人権』(日本評論社・1978)／同『著作選集』第1巻(信山社・2021)58頁。すなわち、この点については、沼田と横井とでは、理解が異なるというこ

また沼田とともに、官公労働運動を応援した野村平爾も、争議権を含む労働基本権の法的性格を手段的な権利として捉えていた⁹⁷⁾。「基本権の相互間に目的と手段の関係をつけて理解するのは……基本権の規範的意義を看過する」と批判する沼田は、他の代替手段があれば、これを規制することは可能とする点では、最高裁と同様のものではなかろうか。

六 生存権論から「人間の尊厳」論への転生——唯物史観労働法学の終局

沼田は翌月には満年齢で59歳になろうとしていた1973（昭和48）年4月、東京都立大学総長に就任し、以後2期8年にわたってその地位にあった（～81〔昭和56〕年3月）。その間同大学にとっては、目黒区から多摩地域への移転（当初は現在地〔多摩センター〕ではなく、米軍立川基地跡地が想定されていた）が大学行政の大きな課題であった⁹⁸⁾。一方沼田は古来「元の暦に還る」と呼ばれる年齢を考慮してか、自らの労働法学の「総括」を意識したと思われる論稿を多く手がけた。すなわち1975（昭和50）年、都立大での労働法講義を「打ち止め」にし、同年8月『社会法理論の総括』と題する論文集（勁草書房）を上梓した⁹⁹⁾。翌76〔昭和51〕年春から暮れにかけて、すでに本稿を含む拙稿のなかでも、しばしば言及・参照してきた〔著者改題〕が付された、全10巻の沼田『著作集』が、その創刊当初から同人が数多くの論稿を発表してきた「労働法律旬報」誌の刊行元である労働旬報社（現・旬報社）より刊行された¹⁰⁰⁾。しかし、

とになろう。

97) 拙稿「『戦後労働法学』の先導者——野村平爾の軌跡」獨協法学112号（2020）76（451）-78（449）頁を参照。

98) 沼田・前掲『私の大学観』133頁以下を参照。

99) 沼田・同前書「序」2頁。同前所で、沼田は「学者が自己自身の理論について醒めた眼で総括するとなると、還暦あたりが頃合いというものであろう」とのべている。50年後の今日では、その時期は10年ほど遅くともよいのではないかとの思いを、私自身は抱いている。

100) 同『著作集』は同社創立30周年を記念して、企画されたものであった。前年には「序」2頁で「終戦三〇周年を迎え、……今日、図らずも私自身が、理論的

もっとも注目すべきは、沼田と同様に、官公労働者の労働基本権の回復に心血をそそいだ野村が77歳にて病没した年(1979〔昭和54〕年1月22日)¹⁰¹⁾の年末、沼田が編集代表となって刊行された『労働法事典』(労働旬報社)の巻頭を飾る第一編序章「労働法の基礎理論——社会変動と労働法学」3-24頁であった。その1年後の同じく年末、自ら「はしがき」で労働法に関わる最後の著作となろうとした『労働法入門』(青林書院)を公刊した(沼田65歳と66歳)。これら二つはおそらく沼田本人の予測・期待とは反対に、わが国の労働法学界に広く「当惑と困惑」¹⁰²⁾を呼ぶことになった¹⁰³⁾。それは労働法の意義を従来の生存権(憲法25条)ではなく、資本主義であろうと、社会主義であろうと、その社会・政治体制の如何に関わりなく、また社会の発展度合に関係なく重視されるべき「人間の尊厳」——憲法13条に実定法的根拠を求めている——を重視すべきとの主張がのべられていたことによる。このような議論は、沼田自らの法学の基礎たる唯物史観から大きく逸脱ないし転向したものではないかとの理解が

総括をなすにふさわしい^(ママ)年齢と環境との達しているのを知」ったと記し、若き頃に執筆した『市民法と社会法』(日本評論社〔法学理論篇〕・1953)等、労働法・社会法の基礎理論に関わる論稿を集めた『社会法理論の総括』(勁草書房・1975)を刊行した。またその翌年には、『著作集』と同じ出版社から『労働者の権利とはなにか』(労働新書)を発表した。同書は上記『著作集』の収録にもれたことを惜しんだ編集者に促されて、沼田が青壮期(43歳)に発表した旧稿「労働者の権利」柳田謙十郎・宮川実〔編〕『基礎講座・労働者の社会科学』4(青木書店・1957)——沼田は「はしがき」で「一九五二年に……書いた」とするが、本文第一章31頁の1957(昭和32)年という記述の方が正しい——を「労働者の権利の実践的性格」と表題を改めて第二章とし、その前後を書下ろし稿によりはさんで、同稿発表から「その後の二〇間の変動をふまえながら、現在の労働者権に関する諸問題の脈絡をのべた」(同前五頁)新書サイズの小さな(全206頁)本である。

101) 拙稿『「戦後労働法学」の先導者——野村平爾の軌跡』獨協法学112号(2020)140(387)頁。

102) 深谷信夫「沼田稲次郎先生の労働法学：『労働法入門』における理論転換をめぐって」上・法律時報69巻8号(1997)51頁。

103) これらの論稿・著書に加えて、沼田は、1979(昭和54)年4月から9月までの半年間担当した「NHK大学講座」(教育テレビ)テキストを補筆・再構成した『社会的人権の思想』(日本放送出版協会・1980)を刊行している。

表明されている¹⁰⁴⁾。

1 唯物史観労働法学の終局——『労働法事典』(1979) 総論と『労働法入門』(1980)

(1) 「労働法の基礎理論」にみる「人間の尊厳」論

まず『労働法事典』巻頭に掲載された「労働法の基礎理論」からみてみよう。同稿は第一節「労働法の概念と性格」、第二節「戦後の日本における社会変動と労働法学」および第三節「人間の尊厳の理念と労働法」の3節からなる。沼田は同前稿末尾をなす「むすび」で、これをつぎのように要約している。少し長くなるが、引用する(24頁〔それは四つの段落からなる〕)。

「われわれの労働法はいうまでもなく資本主義国家の労働法である。それは市民法の反省形態たる法として独自の原理に立つのであり、その歴史性は見のがさざるべきではない。労働法の原理は労働者の階級の特殊性を媒介にして労働者権の正当性を確認するところから発想せられるべきであり、労働法学はそれをふまえて法理の統一的体系的な把握を志したのである。……第二次世界大戦後、国際的な人権思想の高揚のもとにおいても、まず労働法は市民法との対比においてその独自性を明らかにすることを要求していた。わが国において民主主義を推進する運動主体であった労働者階級の運動する権利の中心としての労働者権がその根源的正当性をふまえた労働法理を要請するのは必至であった」。

104) 毛塚勝利「解説 I / 戦後労働法学と蓼沼法学——総括と継承」『蓼沼謙一著作集』I 労働法基礎理論(信山社・2010) 543頁以下のなかで、「沼田法学が、『人間の尊厳』を法理念とする労働法へ転換することで、唯物史観労働法学は自壊し、その後、労働法学は、市民的自由の再評価と人間の尊厳や自己決定をキーワードとする労働法の再構築を思考する近代化路線に転換することになった(567頁)とのべている。辻村昌昭「労働法解釈の方法論」横井芳弘ほか〔編〕『市民社会の変容の労働法』(信山社・2005) / 同『現代労働法学の方法』(同・2010) 転収106頁(注51)は、そのような評言を「至言」であるとしている。これに対し西谷・後掲書96頁は、「今後なお検討すべき課題であり、『自壊』というきめつけは性急と思われる」としている。

「ところが、1960年代以降の高度経済成長とその矛盾^{〔ママ〕}とのもたらした全体的変動は、国際的にも国内的にもめざましいものがあつた。国連のもとの政治の構図も著しく変わった。いまや人間の尊厳の理念は各国の体制の差異をすら越えて……普遍的に受容さるべく、それに由来する市民的人權も社会的人權も普遍的原理として妥当するものといわざるをえない。もとより経済大国たるわが国では、かかる〔人間の尊厳という〕原理を受け入れるに足る社会の定着をみているといつてよい。あたかも1979年に国際人權条約が批准せられ、労働法理もまた国際人權思想との統一においてとらえられることが要請せられた」。

「すでに革新的な社会運動の展開のなかで、労働組合運動も階級の特殊性による要求や運動形態の正当性の強調という発想から、むしろ勤労大衆の連帯ないし国民連帯を意識して普遍者たる人間の尊厳の理念から、つまり人權思想の進化のなかで労働者権の正当性を強調する発想へと転換しつつあつたといつてよい。また、規範意識の変動やそれを反映する労働事件訴訟の性格——男女平等論、労働契約論、損害賠償論など人格権思想の深化を示唆する問題関心からの提起や裁判例がふえている——など……労働法について理論法学的考察を新しく要請している情勢が現実に進んできているのである」。

「〔いまや〕かかる情勢を国際的・国内的な課題を展望しつつとらえて、労働法学を形成発展させることが、理論的にも実践的にも必要な段階にきている……」。

これを、本文と対比させてみよう。沼田は上記引用箇所第1段落の前段で、労働法を近代市民社会に対する法的反省形態として把握し、「労働法の原理は労働者の階級の特殊性を媒介として労働者権の正当性を確認するところから発想」され、「法理の統一的体系的把握を志した」とする。これは同篇冒頭第一節2「労働法の性格」として、戦後日本の労働法(学)が戦前のワイマール・ドイツの労働法学の影響を色濃く受け、従属労働論に着目した、労働法学であることをのべている(5頁)。また同じく本文第二節1「従属労働概念のイデオロギー機能」の後段で、戦後のGHQの民主化政策の一環たる労働基本権の

保障が欧米諸国とは異なり、労働運動のなかで労働者階級自らが獲得したのではなく、いわば「上から与えられた」ものであったという特殊性がみられたこと、および労働者の階級的立場を法内在化させたのが従属労働論であったとしている（とくに8-10頁）。このような認識は沼田のみならず、対抗学説を含む、他の労働法学徒と共有する認識であろう。

上記引用文中、ここまでは従来の主張を踏襲している。しかし「ところが」で始まる第2段落で、議論は跳躍的に転換する。沼田はそのような「敗戦直後の状況」が1960年代以降、高度経済成長のなかで変化したことに注目する。本文でも戦後60年代以降の労働者の「意識」変化ということを重視している。そのような変化のなかで、あらたに見出した法理念が「人間の尊厳」であった。さらに戸惑うのは、本文冒頭近くで、その国々の「歴史的発展段階のちがひ」（3頁）にかかわらず、「先進工業国はもとより、発展途上国から社会主義の諸国家」（同前所）にいたるまで、実定労働法の基礎に存在する普遍的原理として「人間の尊厳」があるとしている箇所である。同じく「労働法制」との名称の実定法制があるにせよ、その内容は従来社会体制の相違に基づき、自ずと異なるものと理解されてきた。これは、広く認められた了解事項であった。ところが沼田は各国が「人間の尊厳の理念の実現に努力するという共通の課題を担っている」が、それは「ただに思想的な要請たるにとどまらず、国際法上の責務」である（4頁）とまでのべている¹⁰⁵⁾。その際に沼田は、具体的には国連憲章や国際人権規約A条約（日本も1979年4月批准）を法的根拠としてあげている（同前所）。ついで沼田は「むすび」の中段部分と同じく、すなわち戦後

105) 沼田はそこで、つぎのようにのべている（傍点は、原文）。

「国家が資本主義国家であれ、社会主義国家であれ、人間の尊厳に値する生活に反するような政治をなそうとするかぎり、それに反対し批判すること、そのために個人や社会集団が抵抗の運動をおこすことを要求している思想だといわねばならぬ。……／……社会主義が資本主義にたいする優位を実現するのは、人間の尊厳の古典的なファクターである自由人権とともに、その現代的なファクターである経済的・社会的・文化的権利の保障において具体的に優越するときである。そこに『人間の尊厳』の思想の厳しさがあるといわねばならぬ」。

直後から50年代にかけて、日本では「従属労働によって生活せざるをえない『無産階級』たる労働者の生存権の思想こそ、まさにその法理を提供するものであった」(10頁)と指摘している¹⁰⁶⁾。ところが続く第3段落は、高度経済成長過程のなかで、本文第二節2「『従属労働者の生存権』という発想の後退——中流意識の規範性」の内容を要約している¹⁰⁷⁾。そして最後の第IV段落がわずか3行で示すものは、本文最長の第三節を要約するものとなっている。

(2) 『労働法入門』——沼田・最後の労働法への言及

沼田は同人を編集代表とした前掲『労働法事典』の巻頭を飾る「労働法の基礎理論」を発表した1年後の1980(昭和55)年12月『労働法入門』(青林書院新社)を上梓した¹⁰⁸⁾。「序章 本書の入門のために」をのぞく同書の構成は、

106) 同前所で沼田は「社会主義思想に傾く学者は階級的戦闘的トレードユニオンズの発展に期待していた。そして労働者をなるべく階級的人間像に近づけてとらえてその労働基本権を保障する労働法理の構築を志したとあってよい」とのべている。ここでいう「社会主義思想に傾く学者」とは、いったいだれのことか。それは、自分自身であったというべきではなからうか。

107) このような変容に対し、民法学からは、つぎのように批判された(すでに拙稿「磯田進著『労働法』(岩波新書)にみる法的発想と方法——市民法的労働法学に関するノート」横井芳弘ほか〔編〕前掲書88頁・注11)で引用したが、あえてここでも、重ねて引用する)。すなわち大久保憲章「裁判官による契約への介入」

(3) 佐賀大学経済論集29巻1・2号(1996)189頁(注3)は、高度経済成長期以降、「生活が経済的にも文化的にも向上してゆくなかで人間の尊厳の理念を受容し定着せしめる条件がわが国にも形成せられてきた」との沼田の言(前掲『労働法事典』の「序言」21頁)を引用したあと、つぎのようにのべている。

「沼田教授の認識は、生活が豊かになったから市民法へ回帰するのだ。というように聞こえる。〔そこでは〕貧しい時代は市民法との断絶を、豊かな時代には接触をという、便宜主義的、御都合主義な色彩を感じるのとはわたくしだけであろうか」。

108) 本書の書評として、西谷敏「新刊の窓〔書名省略〕」季刊労働法120号(1981)160-161頁および片岡昇「ブックレビュー〔書名略〕」法律時報54巻2号(1982)106-109頁がある。また沼田が逝去した年に発表された深谷信夫「沼田稲次郎先生の労働法学——『労働法入門』における理論転換をめぐって」上・中・下・法律時報69巻8号(1997)46-54頁、9号(同年)54-61頁および10号(同年)61

以下の通りである。

第一部 基礎知識

第一章 労働法の全体像

第二章 戦後日本における労使関係法の展開——原理とその課題性

第三章 高度経済成長以降の労働法の世界——法理的関心の変化について

第二部 労働の自由と権利

第四章 労働契約と労働権保障

第五章 最低労働条件基準の決定

第三部 団結の自由と権利

第六章 団結と自治と団結承認——団体活動の正当性について

第七章 団結権保障法制

第八章 団体行動権

第九章 労働協約

終章 総括

上に引用したように、沼田は総論というべき第一部のあと、個別的労使関係法を扱う第二部と集団的労使関係法についてのべる第三部という三つのパートを扱う。とくに実定労働法の解釈に関する理解を論じた第二部と第三部や、その相互関係を解説した終章は、本稿が検証を略した前掲『労働協約の締結と運用』以来の詳細な法解釈論を展開している点で興味をひく¹⁰⁹⁾。沼田は「序章」で「現実には、実践的意義をもちそれ故に理論的概念たるべき労働法は……資本家階級に従属せざるを得ない階級集団としての労働者を対象とする労働政策的立法＝労働法制を中核とする労働法でなければなるまい」(5頁)とのべている。しかし、そこで示された議論に、かつての資本主義社会に存在する二つの階級とその対抗関係を踏まえ、歴史の発展法則に則った「長尺的尺度」に基づく、労働法解釈の真理性を高唱した際の姿勢とは同じものであろうか。本人自身も、それは異なると考えていたのではないかと思われる。

-70頁は、同書をその副題に表わされた関心から詳細かつ包括的に論じている。

109) 深谷・同前稿(下)は、かつて沼田の著わした概説書『労働法』(法律文化社・1961)と対照させて、沼田における実定労働法解釈の変容を論じている。

2 『人権と団結』(1974)第三章に見る「人間の尊厳」理解の推移

以上、引用を重ねてきた沼田のいう「人間の尊厳」とは、どのような経緯のなかで形成され、提唱されたのであろうか。その主張は多くの者にとって、『労働法事典』(1979)の第一編「序説」のなかで頻出することから注目するようになった。しかし、すでに70年代初頭、沼田は「人間の尊厳」に言及していたとされる。たとえば片岡昇(1925~2020)は1997(平成9)年、沼田逝去に際しての追悼文のなかで、沼田が「人間の尊厳の理念を戦後国際社会の普遍的な時代思潮として正面から取り上げたのは、1972(昭和47)年に総評が主催した『社会保障学校』での〔「社会保障の思想」と題する〕総論的報告が最初であった」¹¹⁰⁾と指摘している。同人によれば、沼田は同講演録のなかで、「人間の尊厳に値する生存」(世界人権宣言)に言及していた(352頁)。また沼田はその・いうところの「人間の尊厳」が先に紹介したように、体制の相違に関係なく適用されるとの理解を表わしているとも、すでにのべていた(358頁)¹¹¹⁾。ただし当時、沼田のいう「人間の尊厳」とは社会保障法に関連した法理念であると解されていた。たとえば「戦後労働法学」の嫡流というべき西谷敏(1943~)は、沼田ほか〔共編〕前掲書を「書評」(労働法律旬報831号〔1973〕32-34頁)した際、沼田の「福祉国家のイデオロギー批判と社会保障の権利性確立

110) 片岡「沼田稲次郎先生を偲んで」季刊労働法183号(1997)97-98頁。同報告は沼田ほか〔共編〕『社会保障の思想と権利』(労働旬報社・1973)に活字化され、同稿はさらに、沼田・前掲『社会法理論の総括』340頁以下に収録された(以下、引用は同書による)。

111) 沼田はそこで、つぎのようにのべている(358頁、傍点は原文)。

「国家が資本主義国家であれ、社会主義国家であれ、人間の尊厳に値する生活に反するような政治をなそうとするかぎり、それに反対し批判すること、そのために個人や社会集団が抵抗の運動をおこすことを要求している思想だといわねばならぬ。……/……社会主義が資本主義にたいする優位を実現するのは、人間の尊厳の古典的なファクターである自由人権とともに、その現代的なファクターである経済的・社会的・文化的権利の保障において具体的に優越するときである。そこに『人間の尊厳』の思想の厳しさがあるといわねばならぬ」。

の理論的統一」という課題意識には賛成するが、「人間の尊厳が、右の課題を達成するのに適切かどうか」疑問だとして、つぎのようにのべていた(34頁)。(1) わが国では、生存権を「健康で文化的な」生活を営む権利として把握し、『人間の尊厳に値する社会生活』に近い意味で捉えてきた。沼田はそれを「最低限生活」に結びつけるがごとき議論との整合性を明らかにすべきである。(2) 「人間の尊厳」とは沼田も自認するように、抽象的で、それゆえに「社会保障の権利性の根拠をかえって薄弱ならしめるおそれがある(傍点は原文)」。西谷は当時、このようにのべて、沼田の人間の尊厳論には、消極的ないし懐疑的な反応をしめした。ただしそれは上述したように労働法ではなく、もっぱら社会保障法を念頭においたものであった¹¹²⁾。

ところが沼田の「人間の尊厳」との法的理念への着目・言及はそれより以前、その欧州遊学から帰国して間もない1960年代半ばからのものであった¹¹³⁾。沼田自身も、還暦を迎えることを機に発表した『人権と団結：権利闘争の実践的理論』(労働旬報社・1974)¹¹⁴⁾の序章「労働法理論における実践の役割」(書下ろし・35頁)のなかで、1年のあいだ欧州にいて講演や各種の会議等に関与することもなく、過ごしたなかで「労働運動をめぐる志向は、社会保障闘争の重要性につきあっていた」との述懐をしていた¹¹⁵⁾。同書の第三章には「人間の尊厳のためのたたかい」として、つぎのような論稿を掲載されている。

第一節 人間尊重運動の提唱←「人間尊重運動の提唱——三池・鶴見の大事

112) ただし同前「書評」から20年後に上梓した『労働法における個人と集団』(有斐閣・1992)73頁で、西谷は「労働者生活と労働者意識の変化や労働基本権論の課題の重点移動を考慮して、生存権理念をとらえ直し、労働法の基本理念として、生存権理念をも包括した『人間の尊厳』の理念を措定する傾向は、基本的に支持されるべきである」とのべている。西谷は、1972(昭和47)年当時の見解を改めたと思われる。

113) このことはすでに、深谷信夫「沼田労働法学の『人間の尊厳』論への軌跡」労働法律旬報1951+52号(2020)50-51頁により、指摘されている。

114) 同書は既述のように、その刊行年月日(奥付の日付)を、意図的に沼田の60回目の誕生日としたものであった。

115) 同旨のことは、沼田・前掲『社会法理論の総括』(勁草書房・1975)「序」2頁でも、のべられている。

故をわすれるな」エコノミスト42巻1号(1964年新年増大号)

三池大爆発十周年に思う←「人間の尊厳に値する生存を——三池坑大爆発10周年に思う」三池労組機関紙みいけ976号

第二節 労災闘争の真価とその課題←いのち41号(1970年3月)

第三節 生活闘争論——その思想性と運動論について←「労働運動における生活闘争の位置づけについて」賃金と社会保障562号(1971年4月上旬号)

第四節 労働運動と人間の自由と尊厳←現代法ジャーナル4号(1972年8月号)

第五節 企業の自由と市民の自由←「企業の自由と市民の自由——三菱樹脂判決に見る平凡な事実と非凡な訴訟」月刊エコノミスト1974年3月号

これらのうち、第一節をのぞけば、1970年代初頭に発表したものであり、また三菱樹脂事件(前掲)に関わる第五節をのぞく各稿が労災やその法的救済のあり方等を論じるものが多くを占めていた。それは、論稿タイトルからも容易に理解できる。沼田をして、そのような分野に関心を向かわせる契機となったのは、沼田がヨーロッパからアメリカを経由して帰国した約4か月後の11月9日(土曜日)、日本の西と東で発生した大災害であった。一方は、福岡県大牟田市の三井炭鉱三川坑の炭塵爆発により死者458名、坑内から救出された940名のうち839名にもおよぶ多数の一酸化炭素(CO)中毒罹患者を出した大災害である。他方は同日21時40分頃、神奈川県国鉄(当時)鶴見駅近くで貨物列車が脱線・転覆し、これと併行する東海道本線の上下線の列車が衝突し、161名が死亡し、120名が重軽傷を負った鶴見事故であった。沼田は「一方は国鉄労働者のスト権濫奪法規とからみ、他方は三五年三池大争議における第一組合の敗北……に関係がある」(36頁)とした。すなわち沼田はエコノミスト誌42巻1号(1964年新年号)で、これら二つの大災害を契機に「人間性尊重運動の提唱」という論稿を発表したが、そこで「人間の尊厳」という文言が使用されていた¹¹⁶⁾。また

116) 沼田・前掲『人権と団結』36頁参照。沼田は同稿を執筆していたときに『人間の尊厳』の理念が自然に筆先に乗ってきたのである」とのべている(同前所)。これはまるで、あたかも霊的啓示を受けた宗教指導者のような口ぶりである。

当時、生活保護法に関する朝日訴訟が上記事故の5日前、東京高裁により原告（被控訴人）朝日茂氏敗訴の判断がなされた（昭和38年11月4日行裁集14巻11号1963頁）。その後、同氏が上告中に死亡した（1964〔昭和39〕年2月14日）が、養子夫妻により訴訟が承継されたことから社会保障法への関心が高まり、これに係わる議論も頻繁になされた。そのなかで生存権の具体的なあり方への関心が社会のなかに浸透していった¹¹⁷⁾。このように「人間の尊厳」とは1960年代の当初、沼田のなかで職場の安全衛生や労災補償、また社会保障法それ自体の課題として、意識されていたことがわかる¹¹⁸⁾。

その後、70年代初頭、前掲『人権と団結』第三章に収録されている諸論稿を発表した前後の時期、沼田の「人間の尊厳論」について、論者の関心をよんだのが先の講演録「社会保障の思想」であった。ただしそれは、あくまでも社会保障法に関わる理念として把握されていた。ところが片岡や西谷の理解とは反対に、沼田が同前稿を発表した同じ年の夏、沼田はすでに労働法についても、同様に「人間の尊厳」を重視すべしとの論を主張していた。それは、先に紹介した『労働運動の権利』（法律文化社・1972）であった。沼田は同書の「序文」で「『人間の尊厳に値する生存』の理念」という「原点から労働運動の権利を究明すること、それが本書を書かしたモチーフである」とはっきりのべていた。また沼田は同書について、前掲『人権と団結』38-39頁（書下ろし）で、前掲『団結権思想の研究』第三章と併せて言及し、わざわざ該当ページ数を列挙して「かなり詳しく……人間の尊厳の理念に言及した。労働運動の自由は人間の尊厳が保障される条件を実現するために必要である、と同時に『労働運動の自由それ自体が人間の尊厳の実現なのである』と最後に書いて同書の筆をお

117) 最大判昭42・5・24（民集21巻5号1043頁）は、生活保護を受ける権利は相続できず、本人死亡により訴訟は終了したとしたが、「なお、念のため」との傍論として生活扶助基準の適否に関する見解をのべている。同訴訟については、佐藤進「朝日訴訟——生存権と生活保護法」田中二郎ほか〔編〕前掲書第3巻5-40頁を参照。

118) 沼田が従来の生存権（憲法25条）に依拠した労働法学から「人間の尊厳」なるものを重視したそれへの変遷の過程については、深谷・前掲「沼田労働法学の『人間の尊厳』論への軌跡」50-57頁が詳細に紹介している。

いたのであった」と紹介していた¹¹⁹⁾。ただし同書は前掲「社会保障の思想」とは異なり、沼田が期待していたほどには、人びとから注目されることはなかった¹²⁰⁾。

3 「戦後労働法学」第二世代の反応——「人間の尊厳」論は、どう受け止められたのか

沼田の「人間の尊厳」論は既述のように当初、労働災害に関わる安全衛生や社会保障法の理念として着想され、憲法13条に実定法根拠を見出していたが、その後70年代以降は国連等の国際機関の憲章や国際条約に注目し、社会保障法のみならず、労働法の指導理念として捉え、さらには社会・経済発展や体制の違い如何に関係なく、法理念として、内容も、外延も拡大していった。生存権保障の意義を強調し、市民法と区別された社会法、就中、労働法学の理解を大きく改め、「人間の尊厳」ということを重視する基調変化ないし「理論転換」に対し学説、とくに従来その影響を受けていた「戦後労働法学第二世代」といわれた者たちは、どのように反応をしたのであろうか。ここでは、沼田とのあいだでもっとも濃密な学問交流があったと思われる三人の応接を紹介する¹²¹⁾。

119) 沼田は『人権と団結』と同じ年(1974年)に刊行した前掲『労働基本権裁判批判』終章251-252頁・注(5)でも、同様のことをしている。沼田が指示する各頁でのべていることについては、深谷・前掲論文53頁が言及している。

120) 本書については既述のように、沼田『労働法論序説』(1950)に出会って以来、沼田を実質的な師と仰いだ横井芳弘による「書評」があり(法律時報46巻7号[1974]113-115頁/横井・前掲『著作選集』第1巻329-334頁)、本稿でも先に紹介した。ただし横井はそこで「『人間の尊厳』もしくは『人間の尊厳に値いする生存』の理念……の観点から、本書全体を通じて、労働運動および労働運動の権利が究明され、再検討されている」(同前稿115頁/同前書332頁)と紹介しているけれども、「人間の尊厳」がいったい何を意味し、従来の議論にいかなる反省を迫るのか等について指摘することはなかった。このような事実は同人にとって、その記述に違和感をもつことなく共感したのか、または反対に、さほどの重大性をもつと認識しなかったのか、いずれであらうか。私には、判断をしかねる。

121) 政治ストの正当性理解をめぐる、沼田と見解を異に、また繰り返し論じた——国民的な課題を掲げる場合もふくめて、政治ストの正当性を憲法28条に法的根拠に求める——佐藤昭夫(1928~2017)は、その著書である『労働法学の方法：

1960年代半ば、戦後労働法学の展開を検討し、沼田を「唯物史観労働法学」として特徴づけた片岡昇は1983（昭和58）年に公刊した『現代労働法の展開』（岩波書店）第1章「序論」で、「高度経済成長期」以降の時代状況と規範意識の変化を踏まえ、労働法の独自性を新たに規定し直す必要があるとして、理論の再検討が不可避であると捉えている。その点で片岡は、沼田と問題意識を共有していた（同前書19-24頁）。その反面片岡は、労働法を「『人間の尊厳』を基調とした国際人権思想の観点から、国家体制の相違（資本主義か社会主義か）をこえた共通の性格づけのもとにとらえられるべきである」（同前書40頁）との沼田の主張については、つぎのようにのべて（同前書42頁）、消極的である。

「両体制下の労働法は構造的性質を異にし、労働者の負う『従属性』の意義にも根本的な相違がみとめられる……。人間の尊厳の理念に立脚し、それぞれの社会体制に応じた労働法の定立こそが要請されるのであって、それ以上に両者の間に共通の性格が認められる必然性はない」。

ただし片岡は同書を刊行した80年代初め、「『人間の尊厳』の観点から、労働者の自由に対する配慮を正当に位置」づけた労働法の基本理念を再構成することに意欲的であった（同前書47頁）¹²²⁾。

歴史の認識と法の理解」（悠々社・1998）のなかでは、沼田が労働法を資本主義社会の法と捉えることから、社会体制の如何を問わず「人間の尊厳」を理念とする法と捉えた改説が「沼田理論の影響を受けていた人びとにとって、その受けとり方は一様ではないが、『労働法理論の見直し』に向かわせる一つの契機となった」としている（11頁）。すなわち、この点については、梶井常喜「『戦後労働法学』とその見直しの視点」（1）-（6・未完）労働法律旬報1423=24号（1998）6-14頁、1428号（同）6-26頁、1438号（同）6-21頁、1439=40号（同）70-88頁、1455号（1999）6-23頁および1456号（同）14-30頁がそのタイトルに表われた課題について、詳細な議論を展開している。

122) 梶井・前掲論文（2）労旬誌21-23頁は、片岡の所説を「部分的修正路線」として詳しく紹介している。そのなかで、同人は片岡が沼田の理論転換に対し、同人が「従来の理論枠組みそのものは基本的に堅持」（同前稿22頁）し、「間接的叙述でもって、消極的・部分的受容の態度を示している」（同前稿23頁）と論難している。なお片岡は後年（1998年）、沼田追悼稿である同・前掲「沼田博士の労働法理論」170頁で、沼田「博士が、人間の尊厳を『自由権の基本権と生存権の基本権の統一的内在的根拠』と捉えていることには……筆者は基本的に支持すべきも

片岡と並んで、関西にあって「戦後労働法学」を主導した本多淳亮(1925～2001)は『労働法総論』(青林書院・1986)第二章「労働法の性格」で、沼田の「人間の尊厳性」理念を労働法の世界にも導入すべきとの主張を要約して紹介している(29-31頁)。そのあと同人は「人間の尊厳論」を「集団のなかで一定の位置を占めることによって個人の地位を承認するという思想であり、個人としては集団のなかに身をおくことで社会的・心理的安定を得る」という「日本の集団主義」という特殊性を指摘している(33頁)点で、特徴的である。そこでは「多数派による少数派の一刀両断的な切り捨て、学校における『いじめ』、企業社会における『職場八分』など、集団に同調しない個人や少数者の人権ないし自由を侵害して平然としているという傾向がある」(33頁)と、広く日本の社会関係の特性に言及しながら論じている。こうして本多は結論的にいう(35頁)。

「たしかに、人間の尊厳は法解釈の原理にはなりにくい。実践的な運動の理念にはなりえても、具体的な紛争をめぐる法解釈の基準として用いることには、抽象的にすぎるといえるだろう」。

しかし本多は行を改めて、つぎのように続けている(同前所)。

「それにもかかわらず、この理念はやはり、法解釈の正しさの方向を示す根本的な指標概念としての意義をもつと思う」。

すなわち本多も、片岡と同じく、法解釈の方向性を示すという点で、「人間の尊厳論」の有効性を是認していたといえようか¹²³⁾。そして、もう一人「戦後

のと考える」とのべていた。また同人は別の沼田追悼文である、前掲「沼田稲次郎先生を偲んで」98頁では、つぎのようにいつていた。

「もっぱら生存権理念に拠りかかってきた戦後の労働法ないし社会法理論、および労働運動、社会運動に一種の閉塞状況が生まれようとしていたのであって、人間の尊厳に値する生存権の思想ないし理念は、こうした閉塞状態を開開し、理論と運動の新たな展望を開く大きな思想的画期をもたらした」。

しかし、これが追悼文のなかでのべられたものであることを考慮したとき、片岡は真に、そのように理解していたと解すべきなのであろうか。

123) 榎井・同前論文(2)23-26頁で、本多・前掲書の該当頁を紹介・分析し、これを『「生存権」概念の拡大による理論補強』を行なったものと位置付けている。同人は、とくに本多の「人間の尊厳」理解について、「屈折した反応を示している」

労働法学」の形成に寄与した蓼沼謙一（1923～2011）の沼田「人間の尊厳」論理解を紹介しよう。蓼沼は沼田追悼文（前掲「沼田稲次郎先生を悼む」季刊労働法183号〔1992〕84頁以下）のなかで、沼田に直接「お尋ねして確かめたいこと」として、「人間の尊厳」理解のあり方と労働法との関係について、つぎのようにのべていた（同前稿92頁）。

『人間の尊厳』の理念が自由権的基本権と生存権的基本権との双方を内包するものであるとすれば、それは現代資本主義法全体の理念をなすものとして捉え、そのなかの現代資本主義労働法の理念については、これまでと同様、古典市民法のすべての個人の市民的自由という理念に対比される、労働者の生存権（憲法二五条……）の理念に求めるのが妥当ではなかろうか¹²⁴⁾。

蓼沼はそのように理解すべき理由として、つぎのようにのべていた。「根源的自由の思想」は近代以降、人類共通の遺産として受け継ぐべきである。しかし自由な法的人格、契約の自由（自己責任・過失責任）および所有権の絶対性の理念が現実の資本制労働関係において出現させたのは、実質的な『従属』であり、生活不安・生活難であり、これに対する自救行動としての労働運動であった。そして「万人の市民法的自由を理念とする古典市民法理の貫徹を修正して、労働者の生存権という新たな理念に立脚する法体系が、労働法として生成・確立するにいたった」。このことが労働法を他の法と並立する独自の法体系であることの根拠とするものである。それは、現代社会においても変わらない。このような蓼沼の理解は、労働者の意識やその取り巻く環境が変化しても、資本制社会の労働が従属的なものであるがゆえに、変更する必要はないというもの

（同前稿26頁）と評している。なお参考までに、そのほか靱井が批判的に言及する（同前稿〔4〕70-88頁）のは、角田邦重「団結権と労働者個人の自由」日本労働法学会誌77号（1991）、遠藤昇三「『戦後労働法学』とその見直し・転換的方法的反省」都立大学法学会雑誌35巻2号（1994）163頁以下、同前「現代における労働者・労働組合像」（1）-（3）島大法学41巻3号（1997）、同4号（1998）、42巻1号（同）、遠藤隆久・後掲論文および田端博邦「戦後歴史過程と労働法学」（上）（下）労働法律旬報1367号（1995）、1368号（同）の各論稿であった。

124) 蓼沼・同前稿92-93頁。

であろう¹²⁵⁾。その点では、蓼沼の理解は旧来のプロ・レイバー的なそれを踏襲するものであった。

このような蓼沼の見解は、片岡や本多とはくらべて明確に「人間の尊厳」を、資本主義社会における現代的な法理念として位置付ける一方、「労働法の理念は、『市民的自由と生存権』ではなしに、〔従前と同じく〕『市民法から労働法へ』の視点で捉えなければならない」（同前稿93頁）との理解に立つものであった。ただし蓼沼の発言は、最晩年の沼田が「人間の尊厳」理念が政治体制の違いを問わず適用されると強調した点について、片岡や本多とは異なり、同じくフランス革命200周年の1989年¹²⁶⁾に生じた天安門事件を契機とした中国における民主化運動への弾圧や「ベルリンの壁」崩壊以降の東ヨーロッパ諸国の自由化や、さらにはソヴィエト連邦の崩壊と消滅(1991年12月)を見たうえでの発言であった点において、片岡や本多とは時代状況の認識を異にするものであったことを考慮しなければならない。換言すれば、片岡や本多が違和感を抱いていた、労働法が政治体制の相違や社会的・経済的な発展具合の程度如何にかかわらず、共通の法理念として通用すべきであるとの沼田の主張は、その後の歴史的な事実により、認識の前提が異なるものとなっている¹²⁷⁾。

125) なお蓼沼の「従属労働」理解については、同「労働法の対象——従属労働論の検討」現代労働法講座第1巻『労働法の基礎理論』（総合労働研究所・1981）／蓼沼『著作集』第1巻（信山社・2010）173-206頁以下を参照。

126) このような事実初めて着目したのは、樋口陽一『自由と国家：いま「憲法」のもつ意味』（岩波新書・1989）であったかと思う。正確には、同書は1989年がイギリス「権利章典」から300年、フランス人権宣言から200年、明治憲法発布から100年、そして昭和が終わった年であったことを契機として、その意義を考えようとするものであった。

127) 労働法学上、沼田の「人間の尊厳」論を、いかに受け止め、対応すべきかということについては今日、西谷敏『労働法の基礎構造』（法律文化社・2016）82頁以下、とくに94-100頁が検討している。また遠藤昇三『戦後労働法学』の理論転換（法律文化社・2008）は「人間の尊厳」論について榎井や西谷の議論を、さらに徹底させて労働者個人の「団結権」と主張するものである。

4 沼田理論のなかで変わらなかったもの——「戦争被害者集団」論

沼田は自らの労働法学に変容の兆しを見せ始めたことを示した『団結権思想の研究』(1972)「はしがき」のなかで「学者の生涯においても徐々に変化を示しながらも、思想の基調は容易に変わるものではないことを感ずる」(2頁)とのべていた。沼田の労働法学が晩年、大きく変貌を遂げたなかで、従前と変わらなかった「思想の基調」とは、いったいなんであったのであろうか。

この点に関連してまずは、梶井は「戦後労働法学」をつぎのように捉えていた(カッコ内の数字記載は、引用者)¹²⁸⁾ ことが想起される。

「(1) 労働者階級の側にたち、それと連帯し、(2) 労働者そしてそれを組織する労働組合の権利擁護の立場から、(3) 労働現象を分析し、労働法理を構築するなどを通じ、(4) 労働者・労働組合の権利闘争ひいては民主主義擁護に主体的に関わりをもってきた」。

それは要言すれば、研究者の・労働者および労働組合の行動に寄り添う姿勢の堅持ということになるか¹²⁹⁾。沼田がその社会観・世界観として唯物史観(マルクス主義)に依拠し、法解釈の方法として形成的・実践を強調する根底にあるのは、労働者集団への愛着ともいべき感情であったのではなからうか。それは、将来の社会主義革命の担い手としての期待にとどまるものではなかったと思われる。そして、その究極的な表現が「戦争被害者集団論」であったので

128) 梶井「プロレーバ的労働法に問われているもの」片岡昇先生還暦記念論文集『労働法学の理論と課題』(有斐閣・1988) 75頁。このような記述は「戦後労働法学」に言及される場合、しばしば引用されてきたものである。なお遠藤隆久「『人間の尊厳』理念の再検討」熊本学園商学論集2巻4号(1996) 28頁(注11)は、梶井の概念規定を労働組合運動との「同伴法学」であるとして、沼田法学をそのように捉えることに批判的である。しかし私は、沼田労働法学にそのような側面をもつものであったことを否定するのは困難であるように思われる。

129) 濱口桂一郎「帰ってきた!! 原典回帰：日本の労使関係のユニークさと混迷にせまる(最終回)／沼田稲次郎『現代の権利闘争』HRmics37号(2021) 30頁(または同稿を転載した同年3月4日〔木〕同人ブログ“hamachanブログ(EU労働法政策雑記帳)”は、沼田を「運動寄添い型労働法学者の典型」「現実の労働運動のメンタリティに徹底的に寄り添った(濱口・前掲「原典回帰」30頁)と評している。

はなかろうか。沼田がこのようにいうとき、十五年戦争とも称される満州事変（1931〔昭和6〕年）に始まる中国との宣戦布告なき戦争以来の米英蘭等連合国との太平洋戦争への拡大と1945（昭和20）年8月の敗戦に至るまでのあいだのいずれを念頭においていたのは不明である。しかし戦後当初の『生産管理論』（日本科学社・1946）のときから、労働者・労働組合を「戦争被害者（集団）」であると捉えていたのは、確かである。そのことを自らの労働法法理の根底におきながら、沼田は労働者の団結権のみならず、これを基礎とする団体交渉を含む団体行動について、社会集団としての「戦争被害者集団の連帯感」を基礎に、使用者のみならず政府に対する圧力行動の実行を適法とすべき「特権」であると捉えて、労働者（集団）の権利感情の発現を擁護し、重視していった。とくに60年代末以降は、はっきりと「戦争被害者集団」という表現を度々用いるようになった¹³⁰⁾。しかし沼田はいずれの場合も、「戦争被害者」とは一体誰れの、何のことを意味するのかを論ぜず、あたかも自明のこととしてあつまっている。日本人にとって「戦争被害」とは、1944（昭和19）年の秋以降の本土空襲に逃げ惑ったことや、敗戦後の旧植民地からの困難な帰国であったり、都市から農村への疎開生活であったり、戦後に続く食料事情の悪化や困難さであったり、また徴兵され戦地へ送られ、中国大陸や東南アジア諸国や、さらに遠くは赤道直下のニューギニアの戦場で飢餓と絶望的な戦いを強いられたことをさすのであろうか。要するに、それは「戦争はもうこりごり」という原初的な庶民感情であったのかもしれない。沼田自身、アメリカ軍の広島への原爆投下により、同地に赴任（旧大蔵省官僚）中であった兄夫婦が被害に遭い、勤労奉仕動員中の嫂が爆心地近くで行方不明となり、建物の下敷きとなって救い出された兄も翌年夏に京都で原爆症（白血病）により死亡し（43歳）、故郷（富山県高岡市）に一人暮らす老父の建物強制疎開による住居の喪失と長男の早すぎる死を悔いた晩年とその逝去（没年1948〔昭和23〕年5月12日・74歳）など、

130) 沼田が「労働組合＝被害者集団」であると明確にのべたのは、前掲『団結権の生命』（1964）第一章「権利意識と労働法」28頁であったと思われる。ただし沼田・前掲『労働法入門』86頁は、「『もはや戦後ではない』五〇年代後半からは、戦争被害者の立場は消失してゆく」とのべている。

自身も先の戦争の「被害者」であるとの思いが強かったのかもしれない。ただし沼田の労働法を生存権（憲法25条）に基礎付ける発想に、多くの労働法研究者が共感し、戦後労働法学の形成に関与しながらも、沼田と同じく労働組合を「戦争被害者集団」であると唱えた者は一人もいなかったし、それに言及することは誰もしなかった。「戦後の日本では戦争被害者集団——その背後にGHQという支配者がいた——の『特権』ともいべき『自由』が認められていた」¹³¹⁾との主張が敗戦直後には、勤労大衆から支持される素地があったかもしれない。しかし、そのような被害者感情＝「戦争被害者集団」論が旧法から現行法への改正¹³²⁾、擬似的な階級闘争的——後年から見れば——な組合運動が支持された1950年代、さらには60年代の高度経済成長期にいたっても、敗戦直後の特殊事情のもとではなくとも、労働者の団結権を基礎付けるべき普遍的な権利感情＝法的イデオロギーとして、肯定的かつ積極的に主張・維持されるべきものであったのであろうか。

アジア太平洋戦争に際し、その念頭におくべき日本の庶民や知識人たちは戦争「加害者集団」でもあったことには、沼田が言及したことは一度たりともなかった。沼田自身はそのような行為に関与しなかったようだが、沼田が出征した中国大陸では、農家に備蓄された食料を徴発・強奪したり、新兵教育の一環として農民を便衣兵であると強弁して、手足をしぼり、行動の自由のない状態で立たせ、銃剣で刺し殺したり、軍刀の試し切りとして斬首したりするなど、のちの中国側のいう三光作戦——殺光（殺し尽くす）、焼光（焼き尽くす）、搶（奪い尽くす）——を実行した。同様の残虐行為はフィリピン、シンガポール、マレーシアおよびボルネオ等旧日本軍の占領地でもなされたことは、周知のことであろう¹³³⁾。さらにいえば、わが国民衆は敗戦まで植民地であった朝鮮半島

131) 沼田・前掲「労働法の基礎理論」〔前掲『労働法事典』序章〕10頁。

132) 戦後日本の労働組合法制定の歴史について論じる近時の業績としては、竹内（奥野）寿「第2次世界大戦後における労働組合立法史——総則、労働組合、団体交渉および労働協約にかかわる事項の焦点をあてて」島田陽一ほか〔編〕『戦後労働立法史』(旬報社・2018) 547頁以下を参照。

133) 野田正彰『戦争と罪責』(岩波現代文庫2022〔原著は1998年刊])が、平時では穏やかな庶民が戦場では、なぜ残虐行為に及ぶのか、その精神的状況を考察し

や台湾、そして中国大陸、とくに東北部の人民に対し、あからさまな蔑視・差別的な感情・意識を表わす行動をとり、「十五年戦争」とも呼ばれる柳条湖事件(1931〔昭和6〕)年以降の中国大陸への侵略戦争を、民族的優越感をもって歓迎していった。そして日華事変が勃発(1937〔昭和12〕年7月)し、同年10月、全総(全日本労働総同盟)は「罷業撲滅宣言」を発して解散し、翌年には国家総動員法が制定・施行され、戦時の総動員体制が遂行されていった¹³⁴⁾。このような歴史的事実を目の前にしたとき、労働者・労働組合を「被害者集団」と強調することが、はたして労働基本権の権利性を導く論理として、妥当なものなのであろうかとの思いを抱かざるをえない¹³⁵⁾。

ている。またこれは日本人特有の現象ではないことは、たとえばクリストファー・R・ブラウニング／谷喬夫〔訳〕『増補 普通の人びと：ホロコーストと第101警察予備大隊』(ちくま学芸文庫・2019)を読むことにより知ることができる。

134) 大河内・松尾・前掲『日本労働組合物語』(筑摩書房・1965)330頁以下、とくに336-339頁参照。

135) 日本人、とくに民衆の戦争責任については、敗戦直後の東久邇宮稔彦首相による「一億総ざんげ論」というのは論外——ただし沼田は敗戦直後の時期には、肯定的に捉えていた——として、沼田が旺盛な執筆活動を行っていた時代においても、日本の戦争責任を問う議論がなされていたと思われる。現在、私の手許には、家永三郎『太平洋戦争』(岩波書店・1968)、同『戦争責任』(同・1985)、高橋彦博『民衆の側の戦争責任』(青木書店・1989)、上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社・1998)および佐藤忠男『草の根の軍国主義』(平凡社・2007)等、戦時中の日本人の責任を問う著書がある。

吉田裕『日本人の戦争観：戦後史のなかの変容』(岩波現代文庫・2005〔原著は、1995年刊〕)264-267頁は同書の記述内容を総括して、戦後日本社会のなかで形成された戦争観のあり様として、(1)広範な反核意識や憲法第9条に対する高い支持にせめられる「軍隊や戦争に対する強い忌避感」があること、(2)そのような「平和主義的な意識が、被害者の色あいの濃い戦争観と表裏一体の関係にあったこと」、そして(3)戦後日本人の戦争観は日中国交回復、アジア諸国の国際的地位の向上、冷戦体制の崩壊等の国際的な状況変化を直接的に連動した形で、従来の戦争観の見直しが図られてきたという特色があると指摘している。同書によれば、このような戦争の侵略性や加害性を十分に意識しない日本人の戦争観を規定した歴史的要因として、一方にはアジア太平洋戦争のあり方や終結の仕方に関する要因(260頁)と、他方では戦後処理のあり方(262頁)という大きく二つの要因があるとしている。すなわち前者は、さらに四つがあげられている。(1)日本

沼田の労働法に関わる最後の著作である前掲『労働法入門』のなかには、つぎのようにのべる箇所がある(86頁)。

「『もはや戦後ではない』五〇年代後半からは、戦争被害者の立場は消失してゆくからなおさら階級的=不平等性を直視する発想の後退は避けがたい現象であった」。

労働基本権の権利性を肯定する論拠としての「戦争被害者集団」論が敗戦時に限定されるものであるとしたら、何故に、それを最晩年に至るまで強調したのか。またそれが労働者の「階級的=不平等性」の認識と、いかに関係するのか、私は何とも理解できないでいる。

1990年代の初め、山本吉人(1929~2002)は、日本労働法学会が創立40周年

では、独・米とは異なり、「一五年戦争、とくに日中戦争以降の戦時体制強化が国民生活の窮乏化と並行しながら進んだ」ことから、戦争時代を『『もの』のない『暗い』時代としてだけ回顧する傾向が根強い』。(2)巨大な政治勢力としての軍部が、対外的な戦争遂行と、それにともなう戦時体制を強化していったことから、戦争責任のすべてを軍部、とくに陸軍に押し付ける形で過去の清算がなされた。(3)日中戦争の直接的延長戦上にアメリカとの直接的な戦争に突入し、結局は、その巨大な軍事力により、日本の「戦力の根幹部分が破壊され」て、敗戦にいたった。そして(4)「台湾・朝鮮という植民地の喪失が、敗戦の結果、いわば自動的に実現した」ことから、欧米の諸国とは異なり、「植民主義的な思考様式の清算という深刻な問題が深く自覚されることなしに、戦後の『民主化』が開始された(以上、同前書260-262頁)。後者については、詳しくは三つのことが指摘されている。それらは、(1)ポツダム宣言受諾による連合国の日本占領統治が、事実上アメリカ単独でなされたことから、その「むき出しの国益が占領政策に色濃く反映」しただけでなく、価値観についても、アメリカの影響を強く受けた。(2)冷戦への移行にともない、「対日講和は、戦争責任問題の処理という側面からみれば……日本にとっては、『寛大な講和』となった。(3)当時は、日本が侵略したアジア諸国の国際的地位が低く、かつ極東における「アメリカの圧倒的覇権が確立しているという国際環境の下で、日本の戦後処理が慌しく進められたこと」から、「侵略戦争の最大の犠牲者であったアジア諸国の独自の要求は、その過程でほとんど無視され」てしまった。その結果、「日本人は最大の犠牲者からの刺すような批判の眼差しを意識することなしに、あるいは、加害者としての自己を認識する機会をほとんど持つことなしに、経済復興とその後の高度経済成長に専念できるようになった」。

を迎えたとき、同じく創立10周年の際の吾妻光俊の回顧稿¹³⁶⁾ にならって戦後労働法学の「潮流」を、「開放派」(労働者権重視派)と「統制派」(市民法接近派)の二つにわけて説明していた¹³⁷⁾。このような表現は、前者がGHQによる戦後初期の労働組合保護育成の占領政策を支持したのに対し、後者は1948〔昭和23〕・9〔同24〕年の労働法改正による制限的・統制的政策に賛同したことを踏まえたものであった。敗戦の年の12月に制定され、翌年3月が施行された旧労組法がわずか3年しか経過せず、また実質的な一部改正であっても、全面的改正とされた。当時は先述したように、欧米ではチャーチル首相の「鉄のカーテン」演説(1946年)に早くも表われた東西冷戦の顕在化や、一方アジアでは中国での国共内戦と共産党軍の勝利に続く中華人民共和国の成立(1949年)など、急速な世界情勢の変化を背景とした占領政策の転換の時期と重なる。「統制派」とされた吾妻光俊(1903~1973)と石井照久(1906~1973)の二人は、労働者らによる、いわば上から与えられた労働基本権の行き過ぎた行使の是正という観点から、現行法への改正を肯定した。一方で山本は、これに批判的であった「開放派」に属する多くが徴兵・従軍体験を有していたことに着目していた。すなわち彼らは「復員後、過去の反省、過去への訣別、贖罪意識の下に、……日本民主化の基礎となる『開放政策』を是としたうえで、労働運動の発展に寄与する理論構成の方向を基調」とした(同前稿184頁)。つまりプロ・レイバー労働法学ないし「戦後労働法学」とは当初、歴史状況に関わる、このような担い手の主観的意識を投影したものであった。そこには勃興する労働組合運動への共感や連帯意識はあっても、労働大衆を、さらには自らを「戦争被害者」とする理解はなかったのではなかろうか。かりにあったとしても、それを公言すべきことであるとの感情はなかったと推測する。

私が沼田に抱く違和感は、知識人として、同人が日本人、民衆が戦争に賛意を示し、それに積極的に応答していたことを批判すべき「立場」にあったにもかかわらず、人民の素朴な感情を「戦争被害者集団」として肯定し、積極的に

136) 吾妻光俊「戦後労働法と法理論」労働法16号(1960)13頁以下。

137) 山本「日本労働法学会最近の一〇年とこれからの課題」日本労働法学会誌77号(1991)182頁以下。

擁護していったことである。研究者がなすべきことは、労働者に寄り添い、その権利感情を代弁すべき理論を構築するのではなく、彼らから一定の距離をおいた場所から、見守ることではあったのではなからうか。

七 結び——沼田の逝去と「戦後労働法学の見直し」論

1981(昭和56)年3月、沼田は東京都立大学総長の任期を終えるとともに、同大学を退職した(67歳)¹³⁸⁾。その後沼田は、「人間の尊厳」論や日本が進むべき方向や社会のあるべき姿などの社会評論的な発言を積極的に行なった¹³⁹⁾。しかし沼田が労働法固有の主題について発言することは、もはやなかった。そして1988(昭和63)年12月15日——沼田夫妻にとっては、42回目の結婚記念日であった——、沼田は自宅でなされた労働法律旬報誌の翌89(昭和64/平成元)年新年合併号(1207=8号)のために企画された鼎談(沼田・藤田勇・渡辺治「いま改めて人間の尊厳を」)が終了したあとの酒席の途中で、脳梗塞を発症した(74歳)。それから2年半におよぶ入院治療とその後のリハビリテーションをへて、6年ほどの自宅療養(言語機能障害と左半身の自由の喪失)——介護保険制度を利用したとしても、家族、とくに日常的な介護に従事した配偶者・文子の苦労は相当なものであったことは容易に想像できる——のち、沼田は1997(平成9)年5月16日、83歳の誕生日を迎えるべき10日ほど前に急性心筋梗塞により逝去した¹⁴⁰⁾。

138) 沼田稲次郎『私の大学観』(勁草書房・1981)序文iv頁。

139) それらは、『野に民力の砦を』(労働旬報社・1982)および『社会主義とヒューマニズム』(同前・1987)として、まとめられた。なお沼田には、すでに都立大総長時代に、「貴重なる憲法」(法律文化社・1977)および『現代民主主義論』(労働旬報社・1978)という後年の発言につながる著書(従来例にならって、新たな書下ろしを加えて、従前の論稿を配列した論文集)を出版していた。

140) 「追悼・沼田稲次郎先生/故沼田稲次郎先生の略歴及び主要著作」労働法律旬報1413号(1997)8頁に示されている略年表を参照。沼田が脳梗塞により倒れ、その後遺症による半身不随の状態になってから、亡くなるまでの様子については、配偶者である沼田文子が記録を残している(同〔編〕前掲書385頁以下)。

沼田が生存権に替わる「人間の尊厳」を労働法の指導理念として改めるべきではないかとした1980年代から90年代初め、そのことをめぐり、先へのべたように、これをいかに評価し、対応すべきか、時代状況を考慮した「労働法学の見直し」が梶井常喜により提起され、議論がなされていった¹⁴¹⁾。しかしそれも、90年代半ば以降、しだいに終息し、今日にいたっている¹⁴²⁾。それは80年代の好

141) 具体的な課題については、梶井常喜「労働法学にとわれているもの——日本労働法学会創立四〇周年を迎えて」日本労働法学会誌77号(1991)151-172頁を参照。なおのそのような動向を前にして、横井芳弘は沼田を追悼した「時代を斬った沼田先生」労働法律旬報1413号(1997)／同『著作選集』第3巻(信山社・2021)657頁で「ほとんどつねに、『死せる孔明、生ける仲達を走らす』という言葉が念頭によぎり、思わず微笑を誘われる」と評言していた。

142) 梶井・前掲『戦後労働法学』とその見直しの視点」という連載稿は詳細だが、あたかもそれは従来、沼田の議論に共感を抱いてきた者はすべからく、「修正沼田理論」(横井)ないし「後期沼田法学」(蓼沼)に同調しなければならない——具体的な成功例として、西谷敏の「自己決定論」をあげる(同前稿〔2〕21頁)——といわんがごとき論調のものであったことに留意したい。この点について、佐藤・前掲書76頁以下がつぎのように論じている。

「社会に予想しなかった変化が起きた場合、法の解釈を変え、実質的にあらたな法を創造する必要の生じることは、ありえよう。しかし問題になるのは、その解釈の変化の方向である」(76頁)。「団結権が現実の労働組合によって、本来めざされたところ、団結権を生みだしたところとは逆の働きをしているなら、そうした団結を変えていく条件、『労働者の自立と連帯』の関連こそが探られなければならない。そうではなく、具体的問題処理を離れ、いわゆる理論体系として団結優位か、個人的自由の尊重か、という問題の立て方をしても、それは歴史的な両者の連関とは別の概念的論理操作のように、私には思われる」。解釈論として「見直し」論として主張されたもののなかで、従来のそれとは異なるのは、ユニオン・ショップ協定の解雇無効論以外には、「ほとんど見当たらない」(79頁)。「見直し」論が現われたのは、それが「前提として想定し、その活動を支えようとしていた戦闘的労働組合の大きな部分の変質……により、自己の理論の有効性が失われたことによると思われる」(80頁)。「『各個に進んで、ともに撃て』。実質が変わらなければ、説明の仕方はそれぞれの角度から多様であっても、差し支えないだろう。……／……その内容が同じであるならば、それを別の言葉で説明しても、事態は変わらない。『プロレイバー的労働法学』が実用法学として必要なのは、沼田理論の『人間の尊厳』理念、あるいは自己決定ないし自由の理念を新たにかかげるだけ

景気の泡がはじけ、90年代の経済の世界化が進行する一方、日本経済の進展が鈍化するなかで非正規労働者の増加に象徴される格差社会の到来など、「見直し」がいわれたころとくらべ、その主要根拠とされた社会情勢そのものが著しく変貌していったことを要因とするのであろう(了)。

本稿に先行する、本誌獨協法学(既刊)に掲載した二つの拙稿について、誤植の訂正と記述の最低限の補訂をする。

「唯物史観労働法学の開局と形成」本誌119号(2022年12月)

79頁・注26) 3行目 以下の文章を付加する。すなわち、梶居佳広「住谷悦治と『戦後民主主義』——『京都新聞』『夕刊京都』における言論活動を手がかりに」出原政雄・望月詩史〔編〕『「戦後民主主義」の歴史的研究』(法律文化社・2021) 138-157頁もあわせて参照。

80頁・注32) 3行目 筆名で執筆した→筆名で夕京紙に執筆した

85頁・注48) 6行目 末尾に→同書の末尾に

90頁・注56) 1行目 その具体的な要件→144-145頁。その具体的な要件

95頁・注65) 7行目 以下の文言を文末に付加する。なお島田信義「読書ノート／『沼田著作集』」現代と思想25号(1976) 155-161頁は、実質的には沼田『日本労働法論』を収録した沼田『著作集』第1巻に関する書評である。

100頁・注74) 12行目 論じられる→論じる

101頁・注78) 『戦後労働法学以前』→『戦後労働法学』以前

109頁・本文20行目 マッカーサー-芦田首相→マッカーサーの芦田首相

114頁・本文19行目 いえるか→いえるのか

134頁・注147) 10行目 拙著→拙著・前掲書

「唯物史観労働法学の展開」本誌121号(2023年8月)

1頁・目次8行目および44頁・本文10行目 見出し 規範意識の探究→探究——『就業規則論』第一部

でなく、その変化が解釈論の方法の反省をもたらしかどうかの検討であったろう」(82頁)。

私は、このような佐藤の発想・考え方について、戦時中、陸軍幼年学校に在籍していたがゆえか、その一部の表現をのぞいて、共感を覚える。

- 1頁・目次9行目および48頁・本文6行目 見出し (1971) → (1972)
11行目および49頁・本文1行目 見出し (1971) → (1972)
- 2頁・注1) 1行目 詠む→読む
- 5頁・本文5行目 共産黨員→日本共産黨員
注10) 4行目 49(478)49頁→49(478)頁
- 12頁・本文12行目～14行目の「これはのちに……表現なのであろう。」→削除
- 15頁・注33) 2行目 津曲蔵之丞が→津曲蔵之丞がその研究当初に
- 17頁・注36) 以下の文言を文末に加筆。沼田の「労働良識」論については、島田信義「労働法における道義則——『労働良識』と労働者の『モラル』」沼田還暦記念論集・上巻『現代法と労働法学の課題』431-457頁が検討している。
- 18頁・注38) 以下の文言を文末に加筆する。すなわち蓼沼は沼田追悼文である「沼田稲次郎先生を悼む」季刊労働法183号(1997)89-90頁で、自身が一橋大学特別研究生から法学部専任講師になった直後に、沼田『団結権擁護論』(勁草書房・1952)の書評を法律時報24巻10号(1952)に掲載された際に、沼田が示した「ねぎらいの言葉をいただいたときに嬉しさより先にホッと一安堵した思いが忘れられない」と回顧している。
- 30頁・本文2行目 憲法を講じた。→憲法を講じた(ただし1年間だけ)。
- 39頁・本文16行目 「常用工した→「常用工化した
- 42頁・本文2行目 札幌地崖→札幌地裁
- 44頁・注98) 以下の文言を文末に追加。「蓼沼謙一『戦後労働法学の思い出』(労働開発研究会・2010)223-235頁「合同労組運動」は、同書の背景事情を説明している。」
- 46頁・本文11行目 一→一太字で表記
16行目 つぎに→つぎに二
18行目 三→三太字で表記
- 49頁・本文2行目 1971(昭和46)→1972(昭和47)
- 55頁・本文9行目 (1971)→(1972) その5年ほど→その7年ほど
- 80頁・注172) 4行目 前注171→前注96)